

## 第3章

# 災害応急対策計画

この計画は、地震が発生した場合に実施すべき応急  
災害対策を定める。





# 第 1 節 初動体制の確立

所 管 危機管理監・市民局…防災班・避難所支援班 総務局…人事動員班  
地区支部

## 1 基本方針

迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、金沢市災害対策本部の組織体制及び所掌事務等を定める。なお、発災直後の初動期においては、甚大な被害が発生し、庁舎の損壊・停電・通信途絶、職員参集が困難など、業務継続に支障が生じる恐れがある。こうした中で災害応急対策など必要不可欠な業務を継続させるため、具体的な行動を示す防災マニュアルを策定しており、本計画と合わせて活用を図ることとする。

## 2 組織体制の時系列対応

### (1) 時系列活動区分

地震が発生した場合、初期段階でとるべき緊急措置と、時間の経過とともに変化する状況に応じて的確な応急対策を、機動的、弾力的に行うため、以下に例示する活動区分に留意して、時系列的な本部体制を組織する。

緊急時においては、情報、設備、人員等を最大限に活用し、的確な意思決定と確実な応急対策を実施できる一貫した防災体制を構築する。

表 3-1-1 時系列活動区分

段 階	区 分	期 間	活 動 の 要 旨
第 1 段階	初動期	発災から 3 日目程度	市民の生命、財産を保護し、消火・救出救護、避難収容等に総力を注ぐ活動を行う。
第 2 段階	收拾期	3 日後～10 日目程度	市民の安全を確保し、かつ人心の安定を図るための活動を行う。
第 3 段階	復旧期	11 日目程度以降	市民の日常生活への復旧に向けた応急復旧活動を行う。

表 3-1-2 災害時の応急対策の流れ

	時間経過	考え方	応急対策
初動期	発災～ 24 時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動体制の確立</li> <li>・被災状況の把握</li> <li>・消火・救助・救出の開始</li> <li>・避難所の開設準備、開設(福祉避難所を含む)</li> <li>・広域応援要請</li> <li>・応急活動に係る県等の支援</li> <li>・応急活動(救助・救出以外)の開始</li> <li>・避難生活支援の開始</li> <li>・重要な行事の手続き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生命の安全確保(救助・救急・医療)</li> <li>・火災の消火</li> <li>・水防活動</li> <li>・災害対策体制の確立</li> <li>・災害情報の収集・連絡・対応</li> <li>・避難場所の開設、管理運営</li> <li>・情報網の確保</li> <li>・広域応援要請(自衛隊、消防、警察、他自治体など)</li> <li>・災害医療の継続と救急医療の開始</li> <li>・二次災害の防止</li> <li>・災害関連情報の広報</li> <li>・緊急輸送道路の通行確保・交通規制</li> <li>・障害物除去</li> <li>・遺体の収容、搬送</li> <li>・帰宅困難者対応</li> <li>・道路、河川、橋梁等の被害把握、復旧</li> <li>・緊急支援活動の立ち上げ(給水、食料、生活必需品)</li> <li>・物資集積所管理</li> <li>・防疫、検水、食品検査対応</li> <li>・ごみ、し尿処理</li> <li>・要配慮者の保護・避難生活支援</li> </ul>
	24 時間～ 3 日目程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者への支援の開始</li> <li>・行政機能の回復</li> <li>・復旧・復興に係る初動体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会基盤施設、ライフラインの復旧促進</li> <li>・避難場所の高機能化</li> <li>・応急危険度判定</li> <li>・他自治体等からの応援職員受入れ</li> <li>・義援金品の受入れ</li> <li>・建築物等応急復旧</li> <li>・がれきの処理</li> <li>・衛生管理</li> </ul>
收拾期	3 日後～ 10 日程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者への支援</li> <li>・公有財産管理</li> <li>・窓口行政機能の回復</li> <li>・被災者への支援</li> <li>・被災者支援の前提となる業務の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの受入、運用</li> <li>・り災証明書の発行</li> <li>・救護、防疫巡回活動(伝染病予防、消毒)</li> <li>・避難所等衛生監視</li> <li>・災害対策金銭事務</li> <li>・生活困窮者の保護、支援</li> <li>・動物保護</li> <li>・復旧・復興体制の立上(震災復興本部)等</li> </ul>
復旧期	11 日目 程度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧・復興に係る業務の本格化</li> <li>・被災者への支援</li> <li>・その他の行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルス、心的外傷後ストレス障害のケア開始</li> <li>・被災者生活再建支援法認定事務</li> <li>・災害弔慰金支給、援護資金貸付</li> <li>・中小企業の災害時融資、相談等</li> <li>・復旧・復興に係る業務</li> <li>・がれきの広域処理</li> <li>・仮設住宅の建設</li> </ul>

## (2) 組織編成の基本

### ① 危機管理監の設置

危機管理監は、自然災害・大規模な事故及び、事件等の様々な事態に対する市民の安全安心に関する事項を掌理し、その事態が発生した場合においては、局長及びその他の職員を指揮監督する。

### ② 職員の配置

この計画は、金沢市内において震度 3 以上の地震が発生した場合又は津波警報が発表された場合に、災害対策本部を中心とした体制に移行できる体制を基本とする。

この場合、職員は原則として災害対策本部に自主参集し、災害対策本部等の事務に従事する。

なお、災害状況等必要に応じて、地区支部の設置及び地区支部要員の配置など臨機の措置をとるものとする。

### ③ 大規模地震の対応

金沢市内において概ね震度 5 弱以上の大規模な地震が発生した場合には、災害発生直後から数日間程度の「初動期組織体制」と、その後の「収拾期・復旧期組織体制」に区分した組織体制を整えるものとする。

この場合、職員は、初動期にあつては指定された配備基準に基づき、災害対策本部又は地区支部に自主参集し、災害対策本部又は地区支部の事務に従事する。また、初動期において、職員の確保が困難な場合、業務継続の観点から、職員の参集状況を踏まえ優先度の高い業務を考慮して動員配置を実施するものとする。

収拾期、復旧期への時間経過とともに、地区支部体制の縮小を図り、災害対策本部体制に適宜移行していくものとする。

災害対策本部の部局相互間においても、初動期、収拾期、復旧期の時間経過に応じた連携、協力体制をとるものとし、機動的、弾力的対応に努める。

### ④ 災害対策本部準備室

第 1 次配備又は第 2 次配備体制（表 3-1-5 参照）の場合、危機管理課を中心として災害対策本部準備室を設置することとし、初期情報の収集、体制の増強、災害対策本部への移行準備を指揮する。また、状況により安全安心政策会議や危機管理連絡会議の開催の連絡を行う。

## (3) 安全安心政策会議等の開催

災害対策本部が設置される前の段階として、状況に応じて「安全安心政策会議」又は「危機管理連絡会議」を開催し、災害応急対策にかかる体制等の調整を行う。

### ① 安全安心政策会議

市長は、本部の設置に至らない規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、情報の共有と対応体制の決定や各部局の総合調整を行うため、「安全安心政策会議」を開催する。この政策会議は市長が召集し、副市長以下各局長及び企業局長、教育長、消防長、議会事務局長で構成し、危機管理監が総括する。

表 3-1-3 安全安心政策会議

役 割	①事態についての情報収集及び対処方針の決定 ②事態が発生している他の自治体との情報共有及び支援等の方針決定
設 置 場 所	防災対策室（301会議室）
構 成	副市長、各局長等
事 務 局	危機管理課
主 宰	市長

② 危機管理連絡会議

危機管理監は、本部の設置に至らない規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、関係部局の連携による機能的な対応措置を実施するため、関係課の所属長で構成する「危機管理連絡会議」を開催することができる。

表 3-1-4 危機管理連絡会議

役 割	①事態についての情報収集及び対処方針の決定 ②関係部局、県や関係機関との連絡調整
設 置 場 所	防災対策室（301会議室）
構 成 課	広報広聴課、企画調整課、総務課、人事課、商業振興課、農業振興課、農業基盤整備課、市民協働推進課、福祉総務課、長寿福祉課、障害福祉課、健康政策課、環境政策課、緑と花の課、建築指導課、道路建設課、道路管理課、内水整備課、危機管理課、教育総務課、生涯学習課、警防課、安全対策室、その他の関係課
事 務 局	危機管理課
主 宰	危機管理監

**3 災害対策本部及び金沢市防災会議**

(1) 災害対策本部の設置及び廃止

ア 市長は、地震が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、金沢市災害対策本部（以下「本部」という）を設置する。

この場合関係機関との連絡調整を図り、速やかに石川県及び金沢市防災会議に通知する。

イ 本部室は、庁舎3階防災対策室（301会議室）に開設する。また、災害の規模が大きい場合で防災対策室（301会議室）での設置が困難であるときは、本部室を庁舎7階全員協議会室に開設する。本庁舎が使用不能のときは、市消防局に開設し、通信機器の確保、災害対策本部の代替機能の確保を図る。

ウ 市長は、災害の危険が解消したとき、又は災害発生後における応急措置が概ね完了したと認めたときは、本部を解散する。

## (2) 金沢市防災会議での総合調整

金沢市防災会議は、市が本部を設置したときは、必要に応じ連絡員室を設置し、相互間における災害応急対策の総合調整を図る。

金沢市防災会議の関係委員は、連絡員室が設置されたときは、その所属機関から職員を派遣し、連絡員室に常駐させるものとする。

【参照】資料 16 金沢市防災会議条例

資料 17 金沢市防災会議委員名簿

## 4 本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、「金沢市災害対策本部条例」及び「金沢市災害対策本部運営要綱」に定めるところによる。その概要は、次のとおりである。

### (1) 組織

#### ① 本部

本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

##### ア 本部長

- ・ 本部長は、市長が当たる。
- ・ 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

##### イ 副本部長

- ・ 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

##### ウ 本部員

- ・ 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

##### エ 本部室員

- ・ 本部室員は、市民その他関係団体から情報を収集するとともに、関係班の応急対策の実施状況を確認し必要な連絡調整を行う。

##### オ 本部連絡員

- ・ 本部連絡員は、各局の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各局の長に伝達する。

##### カ 地区支部要員

- ・ 地区支部要員は、本部長の命を受け、避難所の解錠等、初動期における活動に従事する。

#### ② 部

本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

##### ア 部に部長及び本部員を置く。

イ 部長は、本部長が本部員のうちから指名する。

ウ 部長は、部の事務を掌理する。

③ 現地災害対策本部

本部長は、災害が地域的に限定され、個別対応が求められ、必要と認めるときは、災害地に現地災害対策本部を置くことができる。

現地対策本部は、災害現地の状況に沿った迅速な対応の強化を図るため、本部との連携を密に確保しつつ、現地関係機関との調整のもと、災害対策業務を遂行するものとする。

ア 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置く。

イ 現地災害対策本部長は、本部長が災害対策副本部長のうちから指名する。

ウ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

④ 地区支部

本部長は、必要と認めるときは、本部長が定める市の区域ごとに本部の地区支部を置くことができる。

【参照】資料 18 金沢市災害対策本部条例

資料 19 金沢市災害対策本部運営要綱

(2) 本部の所掌事務

本部の所掌事務の主なものは、次のとおりである。

ア 地震情報、災害状況その他災害応急対策に必要な情報の収集、伝達

イ 県災害対策本部等への要請、報告等

ウ 災害応急対策を実施すべき者に対する警戒区域の設定等の指示

エ 住民等に対する避難の勧告及び指示

オ 避難者等の救護

カ 交通確保、緊急輸送の実施

キ 被災者等に対する食料、飲料水及び生活必需品の確保、配分

ク 災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること

ケ 防災関係機関との連携

コ 自主防災組織等との連携

サ 消防非常災害警備要綱及び水防計画に基づく消防・水防活動

シ その他災害応急対策の基本に関する事項

【参照】資料 4 金沢市災害対策本部の事務分掌

(金沢市災害対策本部運営要綱 別表第 1)

(3) 地区支部要員の任命

地区支部要員は、職務内容に緊急性があることから、各地区支部の近隣に居住する職員（対策本部等の初動体制で必要となる職員、市立病院、消防職員、消防団員等の職員を除く）とし、事前に任命する。

なお、地区支部要員の構成は、支部長、副支部長、避難所解錠要員、支部員、校務士とし、支部長にあっては原則、課長補佐級の職員とし、その他の要員についても職員をもって充てる。

(4) 地区支部の設置と事務分掌

地区支部は、概ね震度 5 弱以上の大規模な地震が発生した場合に、災害初期において迅速かつ効果的に情報収集等の災害応急対策を行うための配備体制として編成する。

① 地区支部の設置

- ア 地区支部は、本部と自主防災組織等との連携を図る観点から、原則として地区の防災拠点（拠点避難場所）となる各小学校（地区によっては公民館等所定の場所）に設置する。
- イ 同一地区内に中学校、公民館、市営体育館等の屋内指定避難場所がある場合は、地区支部要員を配置し、地区支部において情報を収集、伝達し、一元化することで地区全体として緊密に連携した応急対策活動を実施する。

**【参照】資料 12 金沢市指定避難場所一覧表**

② 地区支部要員の配置

- ア 地区支部要員は、概ね震度 5 弱以上の大規模な地震が発生した場合において、緊急に避難所を開設し、及び運営する必要が生じた場合、事前に指定された各避難所に参集する。
- イ 地区支部要員による地区支部の活動は概ね 4 8 時間以内とし、その後、部局体制による地区支部運営に移行する。
- ウ 地区支部要員は、避難場所となる学校の管理者等と十分協力し、連携体制をとる。
- エ 本部長は、必要と認める場合、避難場所となる市施設職員並びに(公財)金沢市福祉サービス公社、(公財)金沢市スポーツ事業団、(公財)金沢市文化振興財団、(財)金沢まちづくり財団、金沢美術工芸大学及び公民館などの避難場所となる施設職員を地区支部応援要員として協力を要請する。

③ 事務分掌（活動内容）

地区支部が所掌する主な事務は、次のとおりであり、地震発生直後において地区内の災害情報の収集・伝達を図り、本部及び自主防災組織、学校管理者、避難所自治会等と連携して活動を実施する。

ア 災害情報の収集・伝達活動

- ・ 地区内の情報収集、伝達
- ・ 避難所開設状況の報告
- ・ 避難者への広報活動
- ・ 災害の情報、本部からの指示・伝達事項の周知

イ 医療救護活動

- ・ 医療救護所が設置された場合の補助活動

ウ 二次災害による避難誘導

- ・ 避難所に二次災害の危険が迫った場合には他の避難場所への避難を誘導

エ 避難所の運営

- ・ 施設の被害状況の確認
- ・ 避難者の誘導、施設使用箇所の指定
- ・ 避難テント、仮設トイレ等の設営
- ・ 避難者数等の把握と報告、避難者名簿の作成
- ・ 食料、飲料水、生活必需物資の請求、受取り、配布

- ・ 避難所等の生活環境及び衛生状況の管理
- ・ 地区内の避難所の取りまとめ、生活状況等の把握及び報告
- ・ 避難者の要望、苦情相談
- ・ 避難所自治会、自主防災組織、ボランティア等との調整、協議 など

オ その他

- ・ 死体の検案、安置
- ・ その他本部が指示する事項

④ 地区支部の廃止

災害応急対策の進行及び他の自治体、ボランティア等の支援体制の確立等に応じて、本部の指示に基づき、避難所の収束等をめどに、順次、地区支部を廃止する。

(5) 避難所解錠要員の派遣と事務分掌

避難所解錠要員は、震度5弱以上の地震が発生した場合、担当する避難場所へ向かい、主に下記の活動を実施する。

- ア 避難所の施設の解錠
- イ 避難所の損傷状況の確認
- ウ 初動期における周辺の情報収集
- エ 災害対策本部との連絡
- オ 避難者受け入れ
- カ 地区支部設置後は、災害対策本部の指示を受け、活動に従事する

【参照】資料 49 避難所解錠要員に関する要綱

資料 50 避難所解錠要員の職務に関する要領

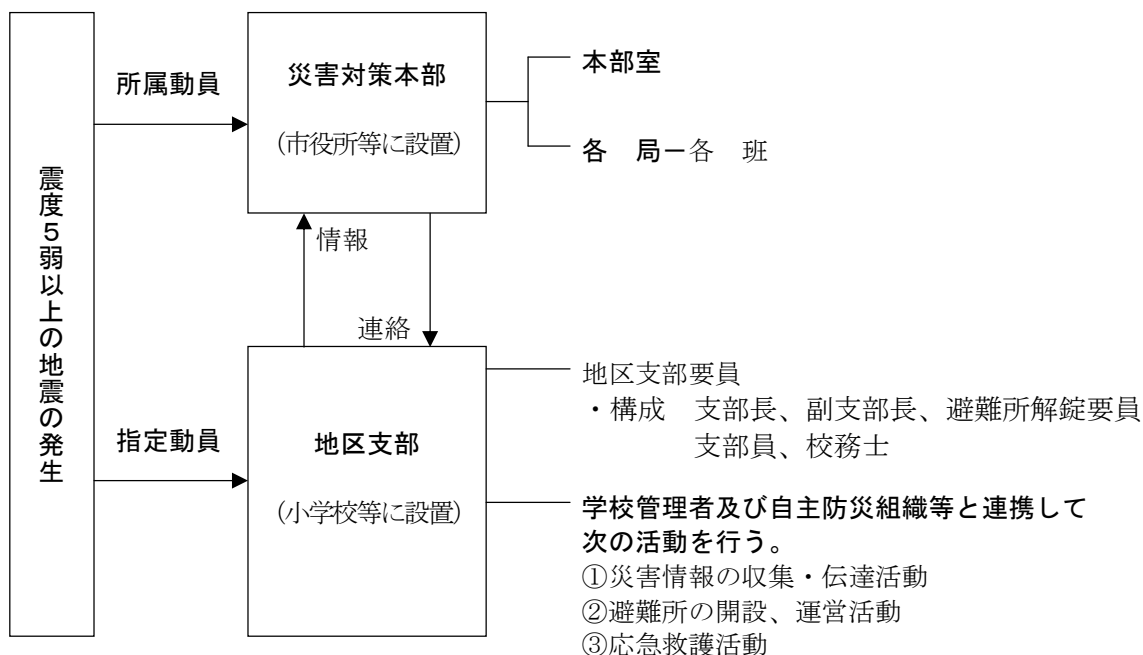


図3-1-1 初動期組織体制（発災から数日間程度の体制、状況により延長）

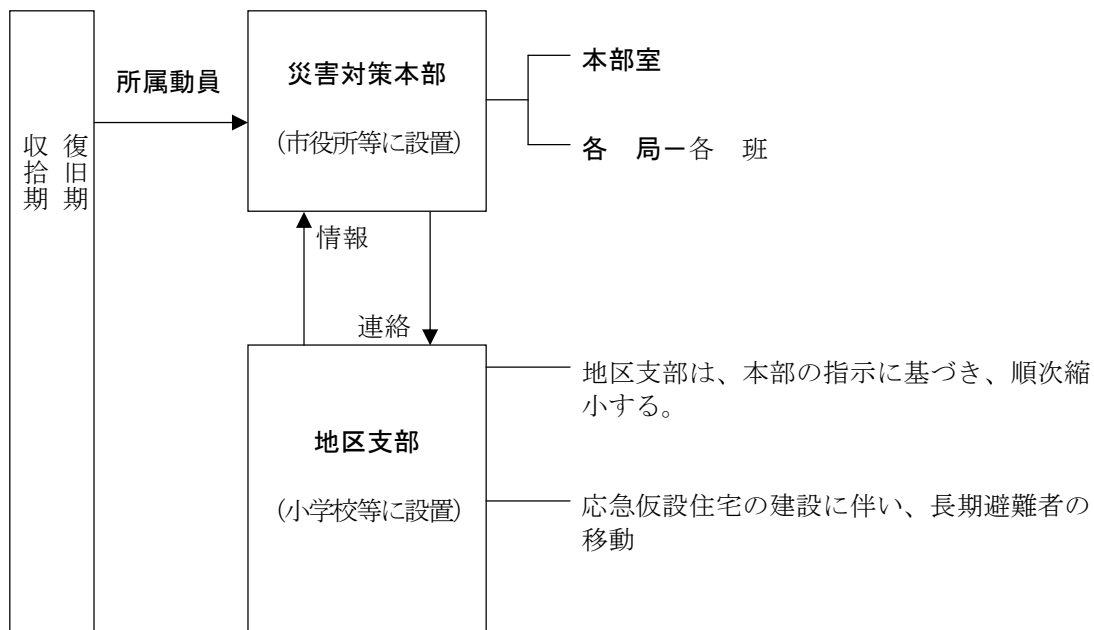


図 3 - 1 - 2 收拾期・復旧期組織体制

## 5 動員・配備体制

### (1) 配備体制基準

職員は、次の配備体制基準に基づき、動員指令により参集し、又は動員指令を待たずに自主参集する。

津波に対する配備体制については第5章の、「津波対策」を参照のこと。

表 3 - 1 - 5 配備体制基準（金沢市災害対策本部運営要綱 別表第3）

配備体制	配備基準	配備内容
第1次配備	金沢市西念又は金沢市弥生で震度3の地震を観測した場合。 石川県加賀に津波注意報が発表された場合。	情報収集、連絡活動のため、危機管理課、市民協働推進課のほか各局長及び各局主管課職員で構成し、安全安心政策会議等を開催できる体制とする。
第2次配備	金沢市西念又は金沢市弥生で震度4の地震を観測した場合。 石川県加賀に津波警報が発表された場合。	第1次配備の構成員のほか、各所属の半数の職員をもって当たり、直ちに災害対策本部へ移行できる体制とする。
第3次配備	金沢市西念又は金沢市弥生で震度5弱以上の地震を観測した場合。 石川県加賀に大津波警報が発表された場合	地震観測時刻と同時に災害対策本部設置とし、全職員が総力をあげ、災害応急対策活動を行う。この場合地区支部の設置も行い地区支部要員の派遣を行う。

(2) 災害対策本部職員配備体制

ア 各配備体制の職員配備は、災害対策本部職員配備体制表のとおりとする。ただし、災害の状況により臨機応変の措置をとることができる。

イ 各部、地区支部は、適時に職員の配備状況を本部に報告する。

【参照】資料 20 災害対策本部職員配備体制表

資料 21 職員配備状況報告書

(3) 動員計画

① 勤務時間内

職員は、次の動員指令により配備体制基準等に基づきあらかじめ定められた所属等につき、必要な任務を遂行する。

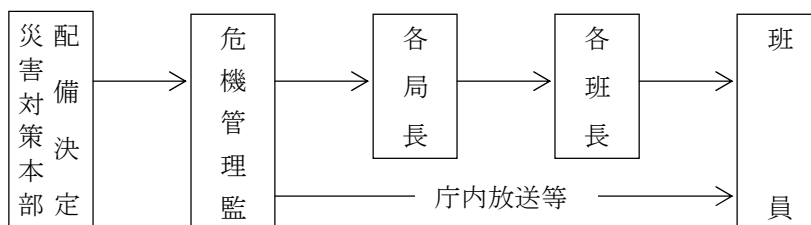


図 3-1-3 勤務時間内動員の連絡系統

ア 連絡の方法

庁内放送、有線電話、同報防災無線等

イ 庁内放送文

金沢市西念又は金沢市弥生で震度 3 以上を感知した場合、状況に応じて放送する。

危機管理課より連絡します。  
 只今、金沢市に震度〇の地震が発生しました。  
 各局は、直ちに災害応急活動を実施せよ。  
 (以下、繰り返し)

② 勤務時間外 (自主参集)

職員は、テレビ・ラジオ情報等により震度 3 以上の地震が発生したことを知ったときは、配備体制基準等に基づいて所属部署に参集(自主参集)し、あらかじめ定められた任務を遂行する。

(4) 参集時の留意事項

① 参集者の服装及び携行品

応急活動に便利で安全な服装とし、手拭、水筒、食料、懐中電灯等の必要な用具をできる限り携行する。

② 参集途上の情報収集及び報告

職員は、参集途上において可能な限り建物の倒壊や火災発生状況、道路や橋梁の被害状況、交通の状況等の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

(5) 消防局の配備体制

金沢市消防非常災害警備要綱、非常災害時等における招集及び体制に関する要領により配備する。

**6 意思決定手続き**

本部長（市長）に事故がある場合における職務の代理順位は、次のとおりとする。

表 3-1-6 本部長の代理順位

代理順位	職 名
第 1 位	副本部長（第 1 副市長）
第 2 位	副本部長（第 2 副市長）

**7 職員の勤務ローテーションの確立と健康管理**

(1) 職員や家族の安否確認

市職員は、自宅又は自分がいる地域で相当規模の被害が予測される地震が発生した場合には、原則として本人が所属の課へ報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。

また、勤務中の発災時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

**8 災害救助法の適用**

災害救助法に定める救助の概要は、次のとおりである。

(1) 適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）

- ア 住家が滅失した世帯の数が、本市の区域内で150世帯以上に達したとき
- イ アの基準に達しないが、石川県内の被害世帯の数が1,500世帯以上で、本市の被害世帯の数が75世帯以上に達したとき
- ウ ア、イの基準に達しないが、石川県内の被害世帯の数が7,000世帯以上に達した場合で、市町の被害世帯が多数であり、かつ特に救助を必要とするとき又は、災害が隔絶した地域に発生し、被災者の救護が著しく困難であり、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき
- エ 多数の者が生命身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき  
(注) 被害世帯の換算は、次のとおり。
  - i 住家の全壊（焼）又は流失は、1世帯を滅失1世帯とする。
  - ii 住家の半壊又は半焼は、2世帯を滅失1世帯と換算する。
  - iii 住家の床上浸水、土砂のたい積等は、3世帯を滅失1世帯と換算する。

(2) 適用手続

- ア 市長は、災害の程度が災害救助法の適用基準に達し又は達する見込みであるときは、直ちに知事に対し状況を報告し、災害救助法による救助の要請を行う。
- イ 知事は、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、内閣総理大臣に協議又は報告し、市長及び関係機関に指示する。
- ウ 市長は、災害救助法が適用され知事から委任されている救助を実施したときは、その状況を直ちに知事に報告する。
- エ 知事は、救助を行うため必要があると認めるときは、災害救助法に定めるところにより、従事命令又は協力命令、施設の管理・使用、物資の保管・収容を行うことができる。

(3) 救助項目

救助項目は次のとおりであり、その実施はそれぞれの災害応急対策計画に定めるところによる。なお、石川県災害救助法施行細則により、ク以外の項目は、市長に委任されている。

- ア 避難所の設置
- イ 炊出し及び食品の給与
- ウ 飲料水の供給
- エ 被服寝具その他生活必需品の給与
- オ 医療及び助産
- カ 救出
- キ 障害物の除去
- ク 住宅の応急修理、応急仮設住宅の設置
- ケ 学用品の給与
- コ 死体の捜索・処理、埋葬

## 第2節 応援要請

所 管

- 危機管理監・市民局…防災班 総務局…総務情報班、人事動員班  
都市政策局…連絡調整班 消防局…消防班 企業局…ライフライン班

### 1 基本方針

災害時における広域的な後方支援体制を確保するため、県、自衛隊、他市町等に対して応援要請を行うとともに、海外からの支援を受け入れる。

### 2 応援要請の担当局

応援要請は、本部長の指示に基づき、危機管理監、消防長、企業局長が各関係機関に対して行う。

### 3 県知事に対する要請

#### (1) 要請の手続き

県知事に応援要請又は応急措置を要請する場合は、県（危機管理監室危機対策課）に対して県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

#### (2) 要請の事項

要請は、次の事項を明らかにして行う。（災害対策基本法第68条）

- ア 災害の状況
- イ 応援を要する理由
- ウ 応援を要請する区域及び範囲又は内容
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要な事項

### 4 自衛隊の派遣要請の要求（詳細は本章第7節「自衛隊の災害派遣」を参照）

#### (1) 派遣要求の手続き（災害対策基本法第68条の2）

ア 本部長は、応急措置を実施するため自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣の要請を求める。

この要求をする場合は、県（危機管理監室危機対策課）に対し、次に掲げる事項を明らかにして県防災行政無線又は電話等をもって要求し、後日速やかに文書を送付する。

- i 災害の状況及び派遣を要請する理由
  - ii 派遣を希望する期間
  - iii 派遣を希望する区域及び活動内容
  - iv その他参考となるべき事項
- イ 本部長は、前号の県知事への要求ができない場合には、その旨及び災害の状況等を指定部隊等の長に通知する。
- この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知する。

表 3-2-1 連絡自衛隊機関

防衛大臣の指定する者	有線電話	連絡責任者
陸上自衛隊 第14普通科連隊長	076-241-2171	第3科長
海上自衛隊 舞鶴地方総監	0773-62-2250	3幕僚室長
航空自衛隊 第6航空団司令	0761-22-2101	防衛班長
自衛隊 石川地方協力本部長	076-291-6250	渉外・広報室長

(2) 受入措置等

本部長は、県知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、総務局長（総務情報班）に命じて、次のとおり部隊の受入措置を行う。

表 3-2-2 受入措置等

項目	活動内容
準備	応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう計画を立てるとともに、必要な資機材等の確保・調達を行う。 派遣部隊の宿泊所、車両、資機材等の保管場所及びその他受入れのために必要な措置及び準備を行う。
受入れ	派遣部隊が到着した場合は、職員を派遣し、部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に責任者を置き、派遣部隊指揮官と作業計画等について協議・調整の上、作業の推進を図る。 なお、派遣部隊の仮宿泊施設は、原則として、被災地近くの公共空地を準備する。
県への報告	防災班、総務情報班は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について、県（危機管理監室危機対策課）に報告する。
派遣部隊の撤収要請	派遣部隊の撤収要請は知事が市長及び派遣部隊の長と協議して行う。市長は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨を報告する。 ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

(3) 経費の負担

次に掲げるものを除き、部隊の派遣を受けた場合の経費は市の負担とする。

- ア 部隊の輸送費（民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通過料を除く）
- イ 隊員の給与
- ウ 隊員の食糧費
- エ その他部隊に直接必要な経費

5 他市町長、指定地方公共機関等への要請

(1) 応援協定締結市長等への要請

ア 本部長は、必要と認めるときは、相互応援協定に基づき、他の市町長等に対し、応援要請を行う。

表3-2-3 最初に要請する項目

人的応援	①各市町の災害対策本部担当課の職員
	②建築・土木担当職員
	③福祉・保健担当職員
物的応援	①飲料水（給水車）
	②食料（調理を要しないもの）
	③毛布
	④仮設トイレ
	⑤燃料

イ 応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭又は文書により応援を要請する。基本的には、急を要するため電話、ファックスなどによるが、有線電話が機能しない事態においては、無線やインターネット等可能な手段で要請を行い、後日速やかに文書を送付する。

- i 災害の状況及び通行可能経路
- ii 必要とする食料、資材、機械、その他職員の派遣等の種類及び数量
- iii 必要とする期間
- iv 希望する場所
- v 連絡先及び担当者氏名

ウ 災害時相互応援協定締結市町

- ・ 北陸3都市災害時相互応援協定（平成7年8月7日締結）  
富山市（中核市と重複）、福井市
- ・ 石川県内市災害時相互応援協定  
（平成7年9月6日締結、平成17年8月24日・平成24年1月25日再締結）  
七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、白山市、かほく市、能美市、野々市市
- ・ 中核市災害相互応援協定（平成27年4月1日現在）

応援チーム番号	中核市名（45市）
①	函館市、郡山市、宇都宮市、岡崎市、奈良市、松山市、長崎市、枚方市
②	いわき市、高崎市、柏市、長野市、大津市、福山市、大分市、八王子市
③	青森市、横須賀市、岐阜市、豊橋市、尼崎市、倉敷市、那覇市、越谷市
④	旭川市、前橋市、豊田市、高槻市、姫路市、高知市、鹿児島市
⑤	秋田市、船橋市、金沢市、西宮市、和歌山市、下関市、宮崎市
⑥	盛岡市、川越市、富山市、東大阪市、高松市、久留米市、豊中市

・ その他市町

県内	内灘町（金沢市・内灘町災害相互応援協定 平成 17 年 8 月 18 日締結） 津幡町（金沢市・津幡町災害時相互応援協定 平成 20 年 1 月 18 日締結）
県外	高岡市（金沢市・高岡市災害時相互応援協定 平成 8 年 3 月 4 日締結 平成 17 年 12 月 1 日再締結） 静岡市（災害時相互応援に関する協定書 平成 8 年 5 月 31 日締結） 小矢部市（金沢市・小矢部市災害時相互応援協定 昭和 57 年 8 月 4 日締結 平成 17 年 12 月 8 日再締結） 南砺市（金沢市・南砺市災害時相互応援協定 平成 20 年 2 月 8 日締結） 砺波市（金沢市・砺波市災害時相互応援協定 平成 20 年 2 月 8 日締結）

（２） その他市町、指定地方公共機関等への要請

ア その他市町及び指定地方公共機関等への要請については、（１）に準じて行う。

イ 郵便局との災害時相互協力協定

金沢市内 78 局（平成 10 年 1 月 16 日締結）

表 3-2-4 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

協力活動	団体名	所在地	電話
郵政事業関係、情報の伝達・提供、医療救護活動	日本郵便(株)北陸支社	尾張町 1-1-1	220-3034

（３） 受入体制

他市町及び指定地方公共機関等の応援の受入れについては、災害対策本部組織に定める市民局、総務局、消防局、企業局が中心に行い、応援隊などの宿泊場所、燃料の確保、支援資機材などの集結場所その他応援を受けるために必要な受入体制については、概ね本節<sup>4</sup>（２）「自衛隊の受入措置等」に準じて行うものとする。

**6** 指定行政機関等への職員の派遣要請

ア 本部長は、必要と認めるときは、災害対策基本法の規定に基づき、県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求め、また指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第 29 条、30 条）

イ 本部長は、必要と認めるときは、地方自治法の規定に基づき、県知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める。

ウ 職員の派遣要請手続き及び受入体制については、概ね本節<sup>4</sup>（１）「派遣要求の手続き」に準じて行うものとする。

【参照】資料 22 防災関係機関等連絡一覧表

## 7 他の都道府県消防機関に対する派遣要請

本章第6節「消防・救急活動」に定めるところにより、派遣要請を行う。

## 8 経費の負担

援助に関する経費は、自衛隊の災害派遣に伴う経費負担を除き、法令及び相互援助協定の定めによるもののほか、原則として市が負担する。

## 9 宿泊施設等の確保

これら応援要請した職員等を受入れる宿泊施設及び駐車施設等の確保に努める。

## 10 広域応援協力体制の確立

県及び市は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。

また市は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

## 11 海外支援の受入れ

### (1) 支援活動の申入れ、受入れ決定

海外からの支援は、外交ルートを通じて外務省から県、市に対して支援の申入れがある場合と、NGO（非政府組織）団体から直接県、市に対して支援の申入れがある場合が想定される。

災害対策本部は、海外支援の申入れ（支援国・団体、支援の種類・人員、到着日時等）があった場合は、災害の状況や対策活動の必要性等を総合的に判断し、支援の申入れを受け入れるかどうかを決定し、関係機関に回答する。

なお、国は、大規模災害発生時において、実際に海外から支援の申入れがあった場合における迅速な対応を図ることを目的に、平成10年1月20日関係省庁連絡会議申合せにより、支援受入れ分野ごとの対応省庁等を定めている。

【参照】資料23 海外からの支援受入れ可能性のある分野の対応省庁

### (2) 支援部隊の受入れと撤収

海外支援部隊を受け入れたときには、活動内容、場所の調整や情報の提供、通訳の派

遣等を行うほか、宿泊場所の確保など概ね本節<sup>4</sup>（2）「受入措置等」に準じて必要な受入措置を行う。

海外支援部隊の活動が終了したとき又は活動の必要性がなくなったときには、海外支援部隊の責任者や県と協議のうえ、撤収を要請する。

## 第3節 応急津波対策

所 管 危機管理監、市民局…防災班 消防局…消防班

### 1 基本方針

津波予報の発表時又は津波災害の発生時には、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、金沢市災害対策本部を設置する。また、地震・津波被害の軽減、拡大防止を図るため、地震・津波情報及び津波予報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し、伝達するとともに、その他の災害応急対策を速やかに確立し、迅速に職員の動員を行う。

なお、応急津波対策については、第5章津波対策計画・第2節の以下の項目を参照のこと。

- 「2 初動体制の確立」
- 「3 警報・注意報等の種類、発表基準」
- 「4 地震・津波に関する情報の種類と内容」
- 「5 地震及び津波警報等発表の流れ」
- 「6 津波に関する予報の伝達」
- 「7 津波災害発生直前の対策」
- 「8 水防活動」

## 第4節 災害情報の収集・伝達

所 管	<input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班	<input type="checkbox"/> 市長公室…広報班、情報網維持班
	<input type="checkbox"/> 総務局…総務情報班、被害調査班	<input type="checkbox"/> 都市政策局…連絡調整班
	<input type="checkbox"/> 消防局…消防班	<input type="checkbox"/> 企業局…ライフライン班 <input type="checkbox"/> 地区支部

### 1 基本方針

災害時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行い、県及び防災関係機関との有機的な連携を図る。

### 2 通信手段の確保

#### (1) 情報活動の緊密化

情報の収集及び伝達は、本部と地区支部、本部と県災害対策本部各相互のルートを基本として、警察署、防災関係機関及び報道機関の緊密な連携のもとに行う。

#### (2) 情報収集伝達の手段

情報の収集、伝達は、あらゆる手段を有効に活用して行う。電源喪失に至った場合は、非常電源設備による通信・情報施設の機能確保を図る。

##### ① 無線システム

##### ア 同報防災無線

表 3-4-1 同報防災無線の設置状況（平成 26 年度末）

基地局	1 局 第 1 通信所 防災対策室（301 会議室） 第 2 通信所 消防局
中継局	1 局 医王山中継局
拡声子局	201 局
戸別受信機	419 台

(注)・ 拡声子局は、平成 6～7 年度の 2 年計画で海岸地域に計画整備  
平成 8～9 年度の 2 年計画で市内全域に計画整備  
平成 10 年度 山間部の不感地区用として中継局及び  
拡声子局を整備  
平成 11 年度浸水常襲地域に整備

平成 24～26 年度の 3 年計画でデジタル化及び拡声子局増設  
・ 戸別受信機は、小中学校、高等学校、大学、保育所、幼稚園、公民館、消防署、  
公共施設、自主防災組織に整備

【参照】資料 24 金沢市同報防災無線配備一覧表

イ 消防無線

- ・ 基地局 5 局、車載移動局 116 台、携帯移動局 79 台（平成 26 年度末）
- ・ 平成 7 年度 … 消防広域応援対応全国共通波無線設備を統制指令室に導入
- ・ 平成 8 年度 … 市町村波（C波、消防団専用波）を増波
- ・ 平成 9 年度 … 消防局無線基地局代替（バックアップ）設備を駅西消防署に整備
- ・ 平成 10 年度 … 消防団に携帯受令機を配備（75 台）
- ・ 平成 11 年度 … 消防局無線基地局の市町村波 A 装置及び県内共通波装置を更新
- ・ 平成 12 年度 … 臨港消防署基地局の第一装置を更新
- ・ 平成 16 年度 … 中央消防署、金石消防署に無線基地局を整備
- ・ 平成 23 年度 … デジタル化移行にかかる電波伝搬調査実施
- ・ 平成 24 年度 … デジタル化移行にかかる基本設計
- ・ 平成 25 年度 … デジタル化移行にかかる実施設計
- ・ 平成 26～27 年度 … デジタル無線整備

ウ 金沢市企業局無線

- ・ 基地局 2 局 ・ 通信所 2 箇所 ・ 車載移動局 36 台

エ 石川県防災行政無線（衛星系）

- ・ 金 沢 市 危機管理課…TEL 外線 1-201 FAX 1-201
- ・ 金沢市消防局 情報指令課…TEL 外線 1-451 FAX 1-451

オ アマチュア無線

- ・ 1 局 危機管理課…呼出符号 J A 9 Z F A 金沢市役所ハムクラブ

② 情報通信、携帯電話システム

ア 災害時優先電話

- ・ 市災害対策本部 25 回線
- ・ 市庁舎内電話 指定箇所 8 回線
- ・ 市施設 190 回線

イ 衛星電話

- ・ 市災害対策本部 8 台
  - 防災対策室（301 会議室） 半固定型 5 台
  - 移動局 携帯型 3 台
- ・ 拠点避難場所等 半固定型 101 台

ウ 携帯電話

- ・ 市災害対策本部 73 台（うち災害時優先登録 45 台）
- ・ ほかに各課で常備

エ F A X

- ・ 市所有の F A X の活用

オ 震度情報ネットワークシステム表示装置

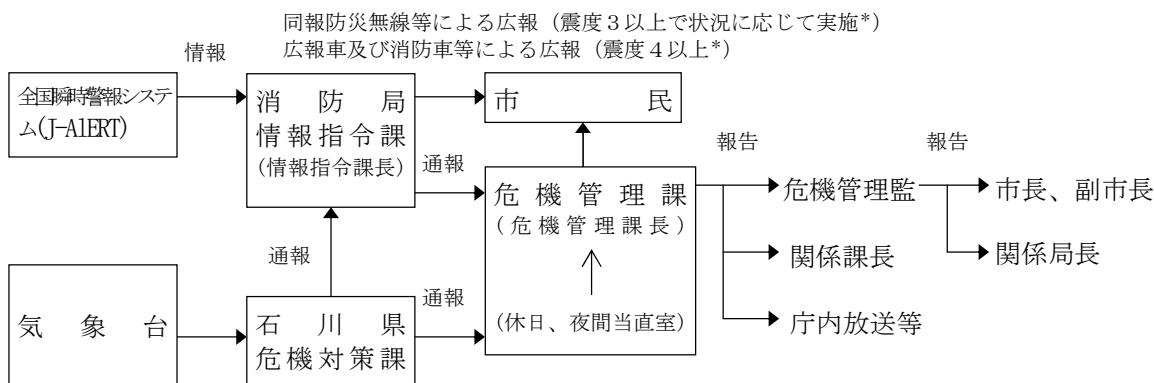
- ・ 独立行政法人防災科学技術研究所が金沢南総合運動公園陸上競技場（弥生 3 丁目）に設置した強震観測用施設からの震度情報を、危機管理課で表示するとともに石川県庁へ転送する。

- ③ 高所監視カメラ装置（2箇所）
- ④ 携帯電話、パソコンを通じて「金沢ぼうさいドットコム」による情報伝達
- ⑤ 「緊急情報電話案内サービス」による情報伝達（電話番号：0180-99-7171）
- ⑥ 電光情報表示システムによる情報伝達
- ⑦ 災害時情報収集代表電話による情報収集（電話番号：076-220-2112）
- ⑧ 広報用車両及び消防車等による情報伝達（警鐘、サイレンを含む）
- ⑨ 報道機関の協力による情報伝達
- ⑩ 自主防災組織等を通じた情報の収集、伝達
- ⑪ NTT災害用伝言ダイヤル「171」の活用
- ⑫ 携帯電話災害用伝言板サービスの活用
- ⑬ エリアメール、緊急速報メールによる情報伝達
- ⑭ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）による情報伝達
- ⑮ 災害情報共有システム（Lアラート）による情報伝達 平成27年10月本格運用予定

### 3 地震情報、気象情報、警報等の受理、伝達

#### （1）受理・伝達系統

##### ① 震度3以上又は津波予報が発表された場合

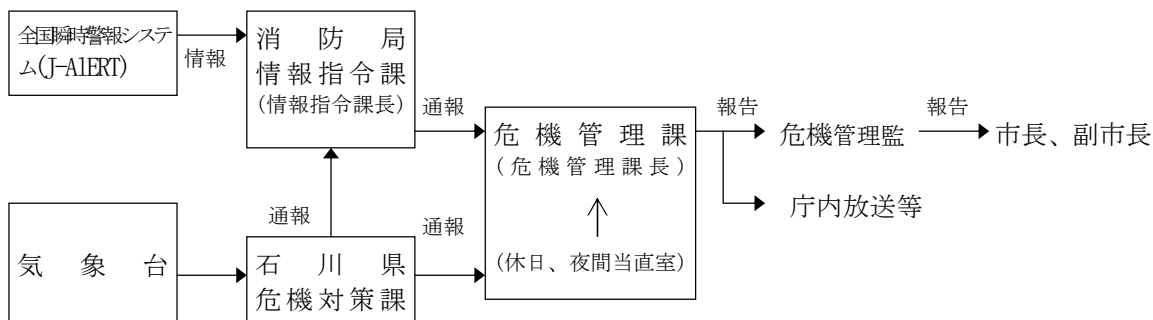


（注）当直は緊急情報専用電話に連絡する

\*金沢市弥生又は金沢市西念の震度による。

図3-4-1 震度3以上又は津波予報発表の場合の情報系統

② 震度2以下の場合



(注) 当直は緊急情報専用電話に連絡する

図3-4-2 震度2以下の場合の情報系統

(2) 受理、伝達の方法

- ア 県災害対策本部から通知される地震情報、気象情報、警報等の受理は、災害対策本部（災害対策本部準備室、危機管理課）において受理する。
- イ 本部の各局長は、重要情報を受理したときは、危機管理監を通じ、本部長、副本部長へ報告する。
- ウ 地震情報等は、同報防災無線、広報用車両及び消防車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図る。

4 災害発生直後の災害情報等の収集、伝達

(1) 情報の処理

- ア 地区支部担当職員、消防団員及び自主防災組織の責任者等は、地域における災害の状況及び災害応急活動を必要とする情報を迅速、的確に収集し、本部又は消防局へ通報する。
- イ 本部担当職員は、自宅から本部に参集するルートにおける災害の状況及び災害応急活動が必要な情報を収集し、本部及び消防局へ通報する。
- ウ 本部は、有線、無線、ラジオ、テレビ等あらゆる手段を通じて、災害状況及び災害応急活動が必要な情報を収集する。
- エ 本部は、災害対策本部の設置に当たって、情報の収集・伝達に必要な通信手段の被害状況把握、確保を図る。
- オ 本部は、災害に関するすべての情報を受理し、災害状況を整理分析し、災害に関する全体状況の常時把握に努める。

災害情報種別には、消防情報、警察情報、海上保安情報、職員参集時情報、災害対策本部各局情報、地区支部又は自主防災組織情報、ボランティア情報、ライフライン情報、交通情報、応援情報、マスコミ・市民その他からの多様な情報があり、これらを可能な限り収集整理し、逐次現況等を確認しながら、正確かつ総合的な情報把握に努める。状況に応じて、地理情報システム（GIS）も活用して災害情報を整理し、関係機関との情報共有を図る。

カ 本部は、災害情報のうち緊急を要する事項は直ちに関係部局に連絡し、適切な応急活動を実施する。

(2) 収集、伝達すべき情報

災害初期における人命、財産を守るための情報収集に努める。

- ア 被害情報（人的、建物、公共施設等）
- イ 津波浸水情報
- ウ 人命危険、救助情報
- エ 火災発生、延焼拡大情報
- オ ガス、危険物漏洩その他二次災害情報
- カ 山、がけ崩れ情報
- キ 避難準備情報、避難勧告、避難指示又は警戒区域設定必要情報
- ク 医療救護必要情報
- ケ 遺体検案、遺体安置体制情報
- コ 避難情報
- サ 応急給食、応急給水必要情報
- シ 市災害対策本部、地区支部設置情報
- ス 災害応急対策実施情報
- セ 自衛隊派遣要請等情報
- ソ 緊急道路、鉄道等被害情報
- タ 交通規制情報
- チ ライフライン（電気、ガス、水道、通信、医療など）被害情報

【参照】資料 25 金沢市災害情報緊急報告書

表 3-4-2 時系列ごとの収集、伝達すべき情報

	時 期		
	発災時	災害初期(1～2日)	災害初期(3日～)
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震情報</li> <li>・気象情報(津波の有無他)</li> <li>・警報等の情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震情報</li> <li>・気象情報</li> <li>・警報等の情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震情報(余震情報等)</li> </ul>
被害情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎及び出先機関等の被害状況</li> <li>・火災, 家屋倒壊など被害情報全般(テレビ・ラジオ、消防ヘリ、監視カメラ等の情報)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報(人的被害、建物被害、施設被害等)</li> <li>・津波浸水情報</li> <li>・人命危険、救助情報</li> <li>・火災発生、延焼拡大情報</li> <li>・ガス、危険物漏洩その他二次災害情報</li> <li>・山、がけ崩れ情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況(人的被害、建物被害、施設被害等)</li> <li>・人命救助状況及び安否状況</li> <li>・火災発生、延焼拡大状況</li> <li>・ガス、危険物漏洩その他二次災害状況</li> </ul>

避難・避難生活情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示、避難勧告、避難準備情報又は警戒区域設定必要情報</li> <li>・医療救護必要情報</li> <li>・遺体検案、遺体安置体制情報</li> <li>・避難情報</li> <li>・応急給食、応急給水必要情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示、避難勧告、避難準備情報又は警戒区域設定状況</li> <li>・医療救護施設の設置状況及び活動状況</li> <li>・傷病者の収容状況</li> <li>・遺体検案、遺体安置状況</li> <li>・避難状況</li> <li>・避難場所の設置状況及び避難生活状況</li> <li>・応急給食、応急給水状況</li> <li>・生活必需品等物資在庫及び供給の状況</li> <li>・支援物資状況</li> </ul>
体制確保情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市災害対策本部、地区支部設置情報</li> <li>・災害応急対策実施情報</li> <li>・自衛隊派遣要請等情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市災害対策本部、地区支部活動状況</li> <li>・災害応急対策実施状況</li> <li>・自衛隊等防災関係機関の支援、展開状況</li> <li>・ボランティア、民間支援団体等の状況</li> </ul>
道路・ライフライン情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急道路、鉄道等被害情報</li> <li>・交通規制情報</li> <li>・ライフライン(電気、ガス、水道、通信、医療など)被害情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急道路、鉄道等の被害及び復旧状況</li> <li>・交通規制状況</li> <li>・ライフライン施設の被害及び復旧状況</li> </ul>
その他の情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭債務処理状況及び金融の動向</li> <li>・物資の価格、役務の対価状況</li> <li>・観光客等の状況</li> <li>・その他必要な情報</li> </ul>

### (3) 津波に係る潮位観測計情報及び現場情報

次の異常現象を発見した者は、直ちに消防署、警察署又は海上保安部に通報するものとする。市長は、通報を受けた場合は、速やかに知事に通報する。

ア 地震に関する事項 頻発地震、異常音響及び地変

イ 津波に関する事項 異常潮位又は異常波浪

## 5 その後の災害状況等の収集、伝達

### (1) 情報の処理

ア 地区支部担当職員、消防団員及び自主防災組織の責任者等は、地域における災害の状況及び災害応急対策に必要な情報等を的確に収集し、定期的に本部へ連絡する。

イ 本部は、有線、無線、ラジオ、テレビ等あらゆる手段を通じて、災害の状況及び災害応急対策に必要な情報等を収集、伝達する。

- ウ 本部は、災害に関するすべての情報を受理し、災害状況を整理分析し、災害に関する全体状況の把握に努める。
- エ 本部は、災害情報のうち緊急を要する事項は直ちに関係部局に連絡し、適切な応急活動を実施する。

## (2) 収集、伝達すべき情報

- ア 被害状況（人的被害、建物・公共施設被害など）
- イ 人命救助状況及び安否状況
- ウ 火災発生、延焼拡大状況
- エ ガス、危険物漏洩その他二次災害状況
- オ 避難指示、避難勧告、避難準備情報又は警戒区域設定状況
- カ 医療救護施設の設置状況及び活動状況
- キ 傷病者の収容状況
- ク 遺体検案、遺体安置状況
- ケ 避難状況
- コ 避難場所の設置状況及び避難生活状況
- サ 応急給食、応急給水状況
- シ 生活必需品等物資在庫及び供給の状況
- ス 支援物資状況
- セ 市災害対策本部、地区支部活動状況
- ソ 災害応急対策実施状況
- タ 自衛隊等防災関係機関の支援、展開状況
- チ ボランティア、民間支援団体等の状況
- ツ 緊急道路、鉄道等の被害及び復旧状況
- テ 交通規制状況
- ト ライフライン施設の被害及び復旧状況
- ナ 金銭債務処理状況及び金融の動向
- ニ 物資の価格、役務の対価状況
- ヌ 観光客等の状況
- ネ その他必要な情報

【参照】資料 26 金沢市災害状況等報告書

資料 27 避難状況報告書

## 6 県、防災関係機関、報道機関との連携

### (1) 県災害対策本部への報告及び要請

本部は、逐次災害状況を取りまとめ、速やかに県災害対策本部に対して次の事項について報告し、要請を行う。

なお、県災害対策本部への報告、要請ができない場合は、直ちに消防庁へ報告し、要

請を行う。

また、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

- ア 被害状況
- イ 災害応急対策実施状況
- ウ 緊急要請事項

## (2) 防災関係機関との連携

本部は、県及び各種の防災関係機関と緊密な連携のもとに、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

【参照】資料22 防災関係機関等連絡一覧表

## (3) 報道機関との連携

本部は、広範囲の住民に情報を伝達する場合は、報道機関に対して情報を提供し、ラジオ、テレビ等による周知徹底を図る。

# 7 通信・情報施設の応急対策

## (1) 有線・無線通信施設等

直ちに災害時優先電話、衛星電話、同報防災無線等の重要通信設備の状況を点検調査し、電源喪失に至った場合は、非常電源設備による通信・情報施設の機能確保をはかる。同時に、あらかじめ想定された多様な情報伝達・収集手段（無線、有線、衛星ネットワークなど）の中から、即時可能な情報伝達・収集手段を確保するとともに、必要に応じて北陸総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。また、通信設備に障害を生じた場合には、西日本電信電話株式会社等電気通信事業者に要請し、防災関係機関の通信回復を最優先に応急回復措置及び臨時代替措置を講ずる。

## (2) コンピュータ・システム

コンピュータ・システム及びネットワークの状況を点検調査し、障害が生じた場合には速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

## 第5節 災害広報

所 管	<input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班	<input type="checkbox"/> 市長公室…広報班
	<input type="checkbox"/> 総務局…総務情報班	<input type="checkbox"/> 消防局… 消防班

### 1 基本方針

地震災害等の情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、市民が的確な災害応急対策をできるよう、防災関係機関の協力を得て、必要な広報を行う。市としての広報の方針を定め、問い合わせへの対応に終始することなく、積極的な広報を心がけることとする。

### 2 広報事項

広報すべき事項は、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、市民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

- ア 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起
- イ 地震情報、津波予報等
- ウ 避難指示、避難勧告、避難準備情報及び警戒区域の設定
- エ 自主防災組織等に対する防災活動実施要請
- オ 民心安定のための市民に対する呼びかけ
- カ 電気、ガス、上下水道、電話、鉄道、道路等の被害状況及び復旧状況
- キ 防災関係機関の対応状況
- ク 被災者の安否情報
- ケ 時系列による生活情報

表3-5-1 地震災害時に伝達、広報する主要情報と情報整理

主 要 情 報	情 報 整 理
災害初期	
1. 災害情報、避難等情報	
①地震情報、津波情報、避難時注意情報	災害対策本部
②避難勧告、避難指示、警戒区域設定情報	災害対策本部
③二次災害防止情報（特に出火防止）	災害対策本部
2. 救援活動情報	
①自主防災組織、団体等への防災活動実施要請	災害対策本部
②救援活動情報、防災関係機関の対応状況	災害対策本部
③民心安定のための呼びかけ	災害対策本部
④市長からのメッセージ情報	災害対策本部
⑤ボランティア活動要請情報	福祉局
3. 災害被害情報	
①ライフライン被害、復旧情報	企業局、関係機関
②公共交通機関の被害、代替情報	交通関係機関
③道路情報（被害状況、交通規制、通行止め）	警察、土木局

主 要 情 報	情 報 整 理
4. 生活情報 ①被災者の安否情報、遺体安置情報 ②避難場所等情報 ③水、食料、生活必需物資配給情報 ④仮設トイレ情報 ⑤その他物資情報 ⑥医療情報 ⑦応急危険度判定、危険建物立入禁止等情報 ⑧その他緊急な生活情報	警察、消防局、市民局、福祉局 危機管理課、市民局 危機管理課、企業局、市民局 環境局 農林局 保健局 都市整備局 各 局

主 要 情 報	情 報 整 理
災害中・後期 1. 避難所等情報 ①水、食料、生活必需物資配給情報 ②ごみ、し尿処理情報 ③その他物資情報 2. 生活関連情報 1 ライフライン情報 ①ライフライン復旧情報 2 交通・道路情報 ①公共交通機関の復旧情報、代替情報 ②道路情報（交通規制、通行止め） 3 生活基礎情報 ①店、風呂情報 ②生鮮食料品、商工業等の経済情報 ③地域での生活情報、通常の行政サービス情報 4 教育情報 ①学校の休校、再開等情報 5 医療情報 6 各種相談窓口情報 7 その他情報 3. 行政施策情報 1 災害対策本部情報、各種式典情報 2 被災建築物対策情報、応急住宅等住宅情報 3 り災証明 4 各種減免・延期措置情報 5 災害義援金・見舞金・弔慰金等情報 6 都市計画情報 7 経済活動支援情報 8 各種融資制度・災害対策その他の情報	危機管理課、企業局、市民局 環境局 農林局  企業局、関係機関  交通関係機関 警察、土木局  経済局、保健局 経済局、農林局 各 局  教育委員会 保健局 各 局 各 局  災害対策本部 都市整備局 総務局、消防局 総務局 福祉局、総務局、会計課 都市政策局、都市整備局 経済局 各 局

### 3 実施方法

#### (1) 広報の手段

災害応急対策に必要な事項の周知は、本部が行う。

なお、同報防災無線などが、電源喪失などにより利用できなくなった場合は、広報車、

職員による地域巡回や報道機関の活用など、その他の取り得る代替手段を用いて的確な広報を実施する。また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるように努める。さらに、在宅被災者など、避難所以外に避難している被災者に対する情報提供にも努める。

- ア 同報防災無線、サイレン、半鐘
- イ 災害緊急ラジオ放送設備によるコミュニティFM放送への緊急割込放送
- ウ ケーブルテレビを利用した緊急放送
- エ 避難所や自主防災組織を通じたの連絡
- オ 広報用車両、消防車
- カ ラジオ、テレビ、新聞等による市政広報
- キ 掲示板広報や臨時災害対策広報誌の発行
- ク 紙媒体やFAX
- ケ インターネット（メール、ホームページ、フェイスブックやツイッターなどのソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、電光情報表示システム、災害情報共有システム（Lアラート）などを活用した情報の提供

表 3-5-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

団体名	所在地	電話	F A X
金沢ケーブルテレビネット(株)	南町 2-1	224-1152	224-8300
(株)ラジオかなざわ	南町 2-1	265-7800	265-7845

## （２）報道機関の協力による広報

報道機関担当広報職員を配置し、報道機関と緊密な連携協力体制をとり、ラジオ、テレビ、新聞等による呼びかけや被災者への生活情報等を提供する。

なお、報道機関に対しては、災害対策本部職員に対する個別の取材・照会等は避けるよう要請するとともに、定時の記者会見、情報を貼付する専用ボードの設置等を行い、災害応急対策業務の実施と報道機関への情報提供を両立させる。

## （３）要配慮者への広報

被災外国人に対しては、各種国際交流団体（ボランティア含む）やマスコミ等の連携協力を得て、外国語による情報提供、外国語放送などに努める。

聴覚、視覚等の障害のある人に対しては、各種障害者団体（ボランティア含む）やマスコミ等の連携協力を得て、文字情報、点字広報、手話通訳による放送などの情報提供に努める。

## （４）観光客や帰宅困難者への広報

市は、市内中心部などにおいて災害に遭遇した観光客等の外来者や帰宅困難者に対して、一時的に観光施設や駅、設定された避難場所などにとどまり、「むやみに移動を開始

しない」という基本原則の広報を行い、一斉帰宅の抑制を図る。

表3-5-3 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

団体名	所在地	電話	FAX
金沢市旅館ホテル協同組合	本多町 3-10-26	221-1147	264-8433
金沢ホテル懇話会	南町 4-1	233-1311	233-1591
湯涌温泉観光協会	湯涌町イ-1	235-1040	235-1233
石川県バス協会加盟 金沢地区貸切バス事業者	入江 3-160	291-0197	292-1624

#### (5) 県に対する広報要請

災害応急対策上必要に応じて県に要請する。

#### (6) 災害に関する記録

広報活動や情報活動等を通じて、災害の救援・復旧・復興に関する資料を収集、整理し、災害活動に関する総合的な記録整理を行う。

### 4 地域住民が災害応急活動上必要な情報を入手する方法

- ア ラジオ、テレビ  
地震情報、気象情報、警報、交通機関運行状況等
- イ 同報防災無線、広報用車両、消防車  
主として市域内の情報、指示、指導等
- ウ 自主防災組織を通じての連絡  
主として市からの指示、指導、救助措置等
- エ サイレン、半鐘  
津波、火災等が発生し、又はおそれがあることの伝達
- オ インターネット（ホームページ、金沢ぼうさいドットコム、エリアメール等）、  
電光情報表示システム、コミュニティFM放送等  
地震情報、気象情報、警報、避難勧告、避難指示、避難準備情報、避難所情報、  
災害時生活支援情報等

### 5 社会秩序維持活動

社会の混乱を鎮め、市民生活を安定し、社会秩序を維持するため、警察等関係機関と連携して社会秩序を維持するための活動を行う。

- ア 地震災害に関する流言飛語の動向調査と正確な地震災害情報の広報
- イ 社会秩序維持のための自主防災活動の要請
- ウ 生活物資の需給など生活情報の提供

- エ 道路、避難、買出し、電話の混乱状況の把握と復旧情報等の提供
- オ 県知事委任に基づく権限の行使又は強制措置
- カ 県及び警察等関係機関に対する応急措置等の実施の要請
- キ 犯罪情勢及び予防対策の広報

## 6 被災地域の相談・要望等の対応

市は、臨時相談窓口を設置して住民の相談に応じる等の広聴活動を展開し、被災地住民の動向と相談、苦情及び要望の把握に努め、対策を講ずる。

また、その対策を積極的に広報する。

## 第6節 消防・救急活動

所 管 □消防局…消防班

### 1 基本方針

大規模な地震発生時において、消防局は全機能をあげ関係機関と連携し、市民の生命及び財産を守り、被害の軽減を図るものとする。なお、消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

詳細は、別に定める「金沢市消防非常災害警備要綱」によるものとし、以下、概要を掲げる。

### 2 非常災害警備体制

#### (1) 非常災害警備体制

非常災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、以下のとおり非常災害警備体制をとって被害発生未然防止又は被害の軽減を図るものとする。

#### (2) 消防非常災害警備本部準備室の設置

消防長は、非常災害が発生するおそれがある場合は、消防非常災害警備本部準備室を消防局に設置し、初期情報の収集、体制の強化及び消防非常災害警備本部への移行のための準備をすることができる。

##### 消防非常災害警備本部準備室の事務分掌

- 1 消防非常災害警備本部への移行体制の確立
- 2 気象及び災害発生状況等の情報の収集
- 3 市災害対策本部準備室との情報の共有
- 4 各計画及び資料の確認
- 5 必要に応じた増強体制の確立
- 6 長時間が予測される場合の交替職員の確保

#### (3) 非常災害警備体制の発令

非常災害警備体制は、次の基準により消防長が発令する。

- ア 金沢市内において震度5弱以上の地震が発生した場合
- イ 金沢市災害対策本部が設置され、消防長が必要と認める場合
- ウ 金沢市国民保護対策本部又は金沢市緊急対処事態対策本部が設置された場合
- エ その他消防長が、必要があると認めた場合

アの場合は、事前の命令として非常災害警備体制を発令したものとする。

**(4) 非常災害警備体制の解除**

消防長は、非常災害に対する警防活動が完了したと認めるときは、非常災害警備体制を解除するものとする。

**(5) 消防非常災害警備本部の設置**

ア 消防長は、非常災害時における警備を行うため必要があると認める場合は、消防非常災害警備本部を消防局に設置する。

イ 消防非常災害警備本部は、警備本部長及び警備本部員をもって編成し、非常災害時において統括した指揮を行う。

ウ 警備本部長は、消防長をもって充てる。

エ 警備本部員は、消防局の課長をもって充てる。

**消防非常災害警備本部の事務分掌**

	任 務
警 防 課	1 災害対策本部等との情報共有 2 災害対策本部等と連携した警防活動方針及び作戦の策定 3 指揮隊等の増強、削減及び運用の決定 4 気象及び災害発生状況等の情報収集 5 職員の招集 6 防災関係機関との調整 7 必要に応じた増強体制の確立 8 長時間が予測される場合の交替職員の確保 9 活動記録の作成
情 報 指 令 課	1 災害の覚知及び出動指令 2 各種情報の収集及び伝達 3 通信の運用及び無線統制の運用 4 通信施設の保全
消 防 総 務 課	1 資機材、食糧及び燃料等の調達 2 庁舎の保全 3 職員の労務管理 4 消防職員・団員の公務災害関連
予 防 課	1 災害対策本部等への報告資料の作成 2 災害対策本部等の広報資料の提供 3 他課の支援及び特命任務

**(6) 非常警備体制の確保**

ア 警備本部長は、非常災害活動が長期にわたると予想されるときは、部隊の編成、職員の交替等について配慮し、非常災害警備体制を確保するものとする。

イ 非常警備体制が発令されたときの部隊編成等については、消防長が別に定める。

**(7) 消防現地本部**

ア 警備本部長は、必要があると認めるときは、消防現地本部を設置する。

イ 消防現地本部は、警備本部長が指名する消防現地本部長及び消防現地本部員をもって編成する。

### 3 非常災害活動

#### (1) 夜間、休日等における初動措置

夜間、休日等において、非常災害警備体制が発令されたときは、当直責任者は、初動措置について職員に指示するとともに、任務を統括しなければならない。

##### 夜間、休日等における初動措置

- |   |                       |
|---|-----------------------|
| 1 | 気象及び災害発生状況等の情報収集      |
| 2 | 警備本部若しくは警備本部準備室との情報共有 |
| 3 | 職員の招集                 |
| 4 | 庁舎、車両等の安全確保           |
| 5 | 資機材の確認及び増強            |
| 6 | 署所周辺の災害状況の把握及び報告      |
| 7 | 出動経路の確認（道路状況、交通状況等）   |
| 8 | 計画および資料の確認・活用         |

#### (2) 署外活動中の措置

非常災害警備体制の発令時に、署外で活動中の指揮隊等の措置及び査察等で出向中の職員の措置は、次に定めるところによる。

##### ア 指揮隊等の措置

署外で活動中の指揮隊等が非常災害警備体制の発令を覚知したときは、その活動を中止し、所属へ帰署することなくその場で待機し、現在の位置及び付近の状況等を警備本部に速報し、以後の活動の指示を受けるものとする。

災害活動中の指揮隊等が非常災害警備体制の発令を覚知したときは、原則として、着手している警防活動を継続するものとし、警備本部から以後の活動の指示を受けるものとする。

##### イ 査察等で出向中の職員の措置

査察等で出向中の職員が非常災害警備体制の発令を覚知したときは、査察等を中止し、直ちに所属へ帰署するものとする。

#### (3) 警備本部長の指揮運用

警備本部長は、災害の状況により通常の部隊運用では対処し得ないと判断したときは、全市的な見地から統括して部隊運用を行うものとする。

#### (4) 緊急消防援助隊等への要請

警備本部長は、現有する消防力をもって対処し得ないおそれがある場合又は対処し得なくなった場合は、石川県消防広域応援基本計画に基づく県内消防隊又は緊急消防援助隊の出動の要請を行うものとする。

なお、緊急消防援助隊の受け入れについては、金沢市緊急消防援助隊受援計画によるものとする。

#### （５）関係機関への協力要請

警備本部長は、必要に応じて、他の防災関係機関及び医療機関と緊密な連絡を図るものとし、他の関係機関の活動の必要があると判断した場合は、災害対策本部等にその旨を要請するものとする。

#### （６）報道広報

報道広報は、原則として災害対策本部等に一元化するものとし、警備本部長は、必要な情報の提供を適宜行うものとする。

#### （７）住民広報及び避難誘導

警備本部長は、災害対策本部等から避難勧告の発令に伴う住民広報又は避難指示の発令に伴う避難誘導について協力の要請があった場合は、次に定めるところによる。

##### ア 住民広報

原則として、広報の対象区域を管轄する消防団に要請する。ただし、対象区域が広域に渡る場合は、必要に応じて各署の指揮隊等も出動させるものとする。

##### イ 避難誘導

避難誘導の対象区域を管轄する消防団に要請するとともに、警備体制に支障のない範囲で指揮隊等も出動させるものとする。

#### （８）交通障害への対応

非常災害活動時に道路施設の被害、信号機能の停止などによる渋滞、交通障害に遭遇した場合は、消防用緊急通行車両の通行を確保するための緊急措置を講ずるとともに、速やかに警備本部等へ報告し、適切な交通対策を要請する。

## 4 消防団活動

#### （１）本部の設置

ア 団長は、非常災害警備体制が発令されたときは、各消防署に非常災害消防団警備本部を設置するとともに、各分団消防隊による活動の体制を確立するものとする。

イ 団警備本部長は、団長をもって充てる。

ウ 団警備本部長は、非常災害警備体制が解除されたときは、団警備本部を解散するものとする。

#### （２）団員の招集

団警備本部長は、非常災害警備体制が発令されたときは、団員の招集を行うものとし、参集状況を警備本部長に報告するものとする。

#### （３）団員の参集

ア 団員は、招集を受けたときは、所属の団警備本部又は分団器具置場に参集するも

のとする。

イ 分団長は、団員の参集の状況を団警備本部長に報告するものとする。

#### (4) 初動措置

消防団の初動措置は、次に定めるところによる。

- ア 車両に積載する資機材の増強
- イ 小型動力ポンプの準備
- ウ 固定電話及び携帯電話等の試験
- エ 管轄の巡視及び広報
- オ 情報の収集及び報告

#### (5) 分団消防隊の活動の原則

分団消防隊の非常災害活動は、次に定めるところによる。

- ア 消防無線等で管轄する区域の災害の状況を把握し、資機材等を有効に活用するものとする。
- イ 警備本部、団警備本部および指揮隊等と連携を密にして行うものとする。
- ウ 活動の範囲は、管轄する区域を原則とし、警備本部又は団警備本部から指示がない限り、他の分団の管轄する区域へは出動しないものとする。

#### (6) 情報収集伝達要領

団員は、管轄する区域で発生した災害の早期把握に努めるとともに、必要な情報は、消防無線、伝令員等あらゆる手段により、警備本部、団警備本部又は直近の指揮隊等に伝達するものとする。

#### (7) 交通障害への対応

地震による通行障害、道路施設の被害、信号機能の停止などによる渋滞、交通障害に遭遇した場合は、消防用緊急通行車両の通行を確保するための緊急措置を講ずるとともに、速やかに警備本部等へ報告し、適切な交通対策を要請する。

### 5 惨事ストレス対策

消防局は、消防職団員の惨事ストレス対策の実施に努める。また、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど心のケアに配慮する。

### 6 調査及び記録

調査及び記録

所属長は、次に掲げる所掌事務について、調査及び記録しておかなければならない。

- ア 非常災害活動の状況
- イ 車両、通信施設等の被害の状況

ウ 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

## 7 消防応援部隊に対する派遣要請

### (1) 緊急消防援助隊の派遣要請

警備本部長は、震災警防活動を有効に展開するため必要があると判断したときは、災害対策本部長の指示を受けて、県知事に対し緊急消防援助隊の広域応援について要請を行う。この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

#### ① 緊急消防援助隊

消防機関の応援を迅速、円滑に実施するため、平成16年2月6日付消防震第9号「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」総務大臣通知に基づき、消防庁に登録されている全国の消火部隊、救助部隊等をいう。

ア 緊急消防援助隊は、指揮支援部隊と指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊から構成される都道府県隊で編成されるものとする。

イ 緊急消防援助隊は、地震等の大規模災害（被災地の属する都道府県の消防力をもってしてはこれに対処できないもの）の発生に際し、被災地の消防の応援のため速やかに被災地に赴き、人命活動等を行うことを任務とする。

ウ 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合には、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条及び第48条の規定により、当該被災地に係る市町村の長又は当該市町村の長の委任を受けた消防長の指揮の下に活動する。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の部隊と緊密に連携する。

エ 緊急消防援助隊の設置に協力する市町村の長は、設置した指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊について、その隊数等を消防庁に登録する。

表3-6-1 石川県の緊急消防援助隊

指揮隊	2隊	消火隊	21隊	救助隊	5隊	救急隊	14隊
後方支援隊	12隊	航空隊	1隊	特殊災害隊	6隊	特殊装備隊	7隊

#### ② 緊急消防援助隊出動計画等〔緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日付消防震第19号）〕〔大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱（平成20年7月1日付消防応第104号）〕

消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動及び活動を的確かつ迅速に行うために、予め緊急消防援助隊の基本的な出動計画等を定める。

ア 迅速出動県隊…最大震度6弱以上の地震が発生した場合に、出動準備行為をあらかじめ行っており、迅速な出動に応じる県隊

特に最大震度7の場合は、先遣隊が迅速に出動するもの

表3-6-2 迅速出動県隊（石川県分）

災害発生都道府県	迅速出動県隊
石川県	富山県 福井県

イ 第一次都道府県隊…大規模災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県隊

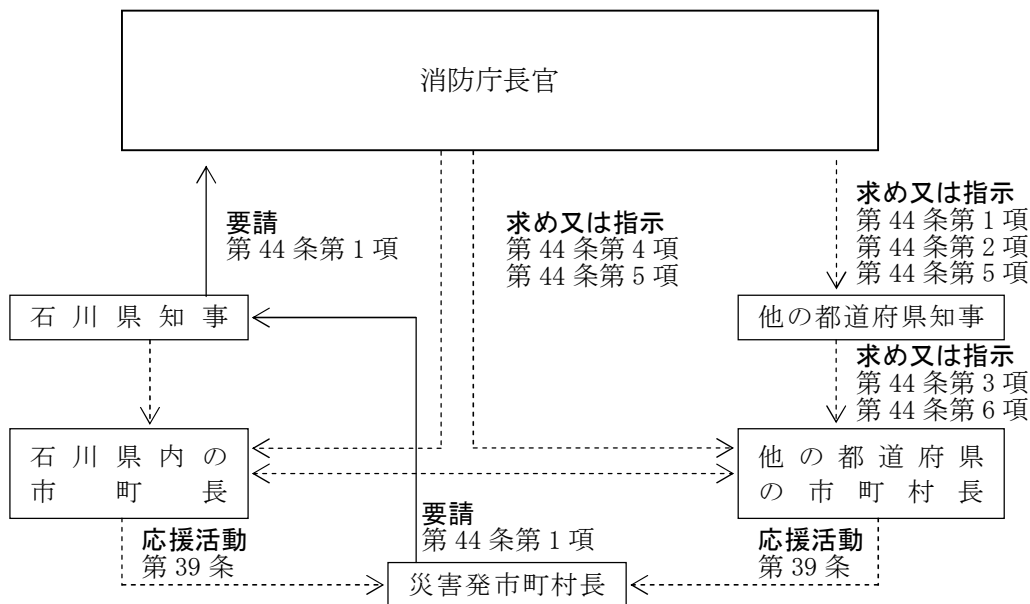
表3-6-3 第一次出動都道府県隊（石川県関係分）

災害発生都道府県	第一次出動都道府県隊
石川県	富山県 福井県 岐阜県 滋賀県
富山県	新潟県 石川県 長野県 岐阜県
福井県	石川県 岐阜県 滋賀県 京都府

ウ 出動準備都道府県隊…大規模災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動を行う都道府県隊

表3-6-4 出動準備都道府県隊（石川県関係分）

災害発生都道府県	出動準備都道府県隊
石川県	新潟県 群馬県 山梨県 長野県 静岡県 愛知県 三重県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 鳥取県
石川県は、北海道・青森県・秋田県・山形県・新潟県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県に災害が発生した場合に出動準備	



(注) 条文は消防組織法

図3-6-1 大規模災害における緊急の広域消防応援体制

## （２）緊急消防援助隊の受入れ

ア 緊急消防援助隊の受入れについては、消防訓練場敷地内を緊急消防援助隊指揮運用拠点基地と位置づけ、県内、県外応援消防隊の円滑な受入れ体制を整備する。

- ・ 指揮運用管理棟の維持管理
- ・ 応援消防隊消防車両待機場所の確保
- ・ 夜間照明、資機材充電用非常電源供給設備の設置
- ・ 応援隊野営場所の確保
- ・ 応援消防隊消防車両等への燃料供給の確保

また、これに加え必要な資機材、宿泊施設の確保など可能な限り準備する。

イ 緊急消防援助隊の宿泊施設及び車両等の集結場所については、前記緊急消防援助隊指揮運用拠点基地のほか、市及び県災害対策本部と調整のうえ定める。

## （３）派遣要請の手続き

県に対する要請は、県災害対策本部に対し次の事項について文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は県防災行政無線等又は電話等をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。

- ア 災害発生日時及び場所
- イ 被害の状況
- ウ 応援が必要な部隊別隊数
- エ その他必要事項

## （４）応援協定締結自治体等の派遣要請及び受入れ

市長は、必要に応じて、石川県消防広域応援協定（平成３年８月１日締結）及び消防組織法第３９条に基づく相互応援協定により、市町村の相互応援を行う。

応援協定締結自治体等の派遣要請及び受入れは、緊急消防援助隊に準じて行う。

## 8 石川県消防防災ヘリコプターの応援要請

石川県消防防災ヘリコプターの運航については、「石川県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「石川県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」によるが、以下概要を掲げる。

### （１）緊急運航の要請

市長又は警備本部長は、震災防災活動を有効に展開するため必要があると判断したときは、県知事に対し石川県消防防災ヘリコプターの緊急運航の応援要請を行う。

- ア 緊急運航の要請は、県運航責任者（県消防保安課長）に対して行う。
- イ 前号の要請は、航空消防防災グループに対して電話等で速報後、消防防災航空隊緊急出動要請書のＦＡＸ送信により行う。
  - ・ 航空消防防災グループ TEL 0761-24-8930 FAX 0761-24-8931

## (2) 受入体制

緊急運航を要請した場合は、航空消防防災グループと密接な連携をとるとともに、必要に応じて次の受入体制を整える。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ 空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

表3-6-5 消防防災ヘリコプターの緊急運航基準

<p>(1) 災害応急対策活動 (災害対策基本法第2条第2号に規定する防災のための活動)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 被害状況等の調査及び情報収集活動</li><li>② 救援物資、人員等の搬送活動</li><li>③ 災害に関する情報、警報等の伝達及び広報宣伝活動</li><li>④ 消防庁、他の都道府県等からの災害応援要請に基づく応援活動</li><li>⑤ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が必要と認められる場合</li></ul> <p>(2) 火災防ぎょ活動</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 林野火災等における空中からの消火活動</li><li>② 被害状況等の調査及び情報収集活動</li><li>③ 消防隊員、消防資機材等の搬送</li><li>④ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が必要と認められる場合</li></ul> <p>(3) 救助活動</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 捜索又は救助活動</li><li>② 高層建築物火災による救助活動</li><li>③ 陸上から接近できない被災者の救助活動</li><li>④ その他、消防防災ヘリコプターによる救助活動の必要と認められる場合</li></ul> <p>(4) 救急活動</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 遠距離の救急患者搬送</li><li>② 傷病者発生地への医師等の搬送及び医薬品等の輸送</li><li>③ その他、消防防災ヘリコプターによる救急活動と認められる場合</li></ul>
--

【参照】資料13 公共建物番号表示一覧表

資料31 臨時ヘリポート（離着陸場）指定場所

## 第7節 自衛隊の災害派遣

所 管 □危機管理監、市民局…防災班 □総務局…総務情報班

### 1 基本方針

地震災害に対する自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年）第83条の規定に基づき行うこととなる。派遣要請に当たっては、市は、県及び防災関係機関との連携を密にして、自衛隊が迅速に災害派遣活動を実施できるような的確な情報提供に努める。

#### 自衛隊法第83条（災害派遣）

都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

- 2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
- 3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

### 2 災害派遣の適用

災害の状況等による自衛隊の災害派遣方法は次のとおりである。

- ア 災害が発生し、知事が人命又は財産保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- イ 被害がまさに発生しようとしている場合に、知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- ウ 災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認められる場合、知事から要請を待たないで自衛隊が自主的に派遣する場合

なお、この場合の判断基準は、下記のとおり定められている（災害対策における自衛隊との連絡等について（平成7年10月25日消防庁防災課長通知））。

- ・ 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ・ 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ・ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関すると認められること。
- ・ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待つ

いとまがないと認められること。

エ 庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

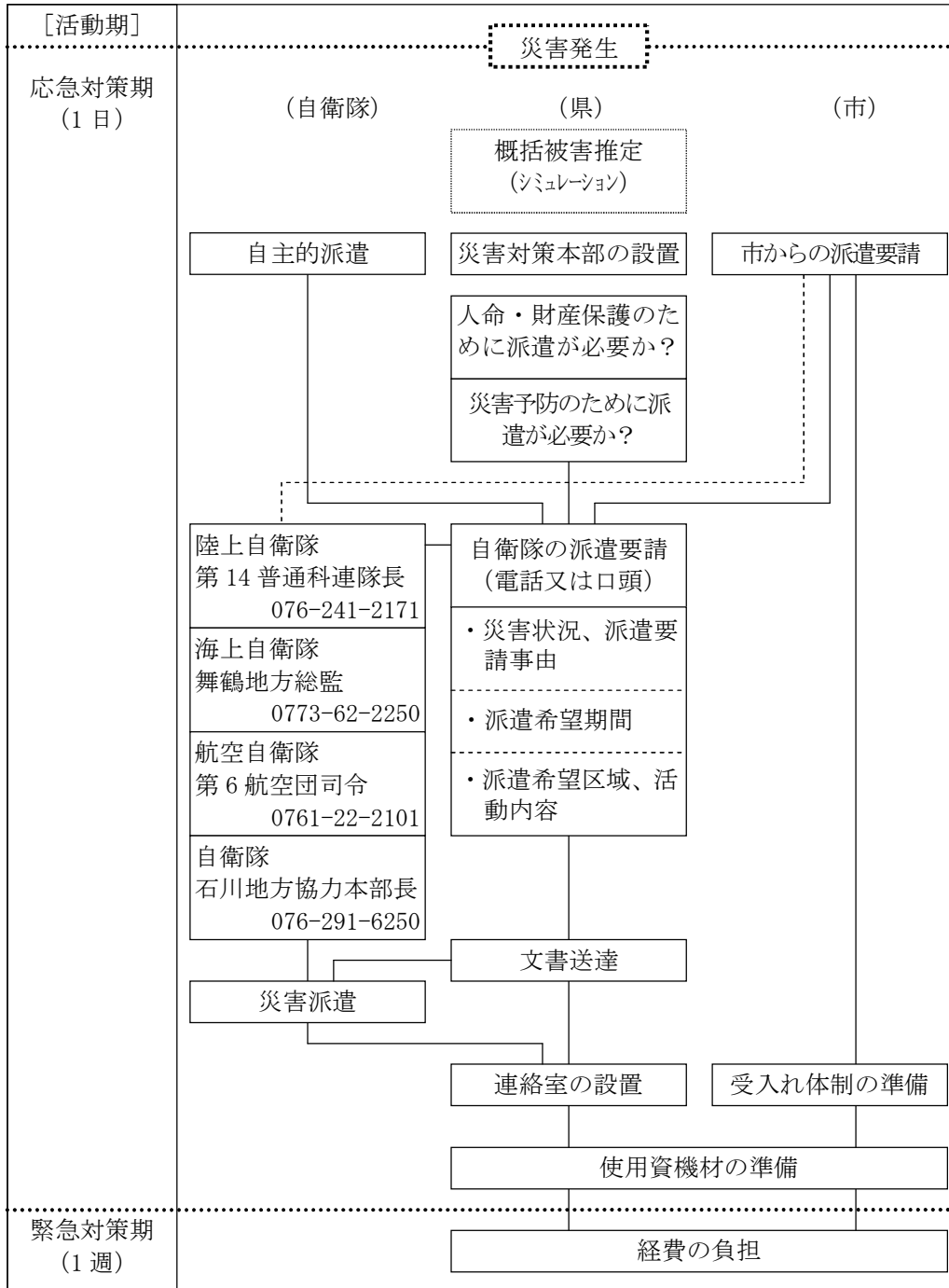


図3-7-1 自衛隊の災害派遣のフロー

### 3 派遣の要請

#### (1) 市長による知事への求め

ア 自衛隊に対する災害派遣の要請は知事が行う。市の管内における応急対策の実施を促進するため自衛隊の派遣を必要とするときは、市長は下記 i の要請事項のほか、ii の事項等を明らかにした文書で知事あて（危機対策課）に申し出る。

ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭で申し出し、事後速やかに文書を送達する。

##### i 要請事項

- 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項

##### ii その他の連絡事項

- 現に実施中の応急措置の概況
- 宿泊施設等の受入れ体制の状況
- 部隊等が派遣された場合の連絡責任者

イ 通信の途絶等により、市長が知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、市域に係る災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。この場合、防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊等を派遣することができる。

ウ 市長は、イにより通知した場合、速やかに知事にその旨通知する。

#### (2) 知事による要請

知事は、市長からの求めがあり、又は県の機関の判断により人命又は財産の保護のため必要があると認めたととき、前記アの要請事項を明らかにした文書で、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭で派遣を要請し、事後速やかに文書を送達する。

なお、自衛隊に対する災害派遣要請をしないと決定したときも、直ちに自衛隊に連絡する。

表 3-7-1 派遣要請連絡先

自衛隊	部隊の長	連絡先	電話番号
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第3科長	076-241-2171
海上自衛隊	舞鶴地方総監	3幕僚室長	0773-62-2250
航空自衛隊	第6航空団司令	防衛班長	0761-22-2101
共同機関	石川地方協力本部長	渉外・広報室長	076-291-6250

## 4 部隊等の出動

- ア 本節<sup>2</sup>のイにより知事から要請を受けた部隊等の長は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、単独で又は他の指定部隊等の長と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。
- イ 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく指定部隊等の長の独自の判断に基づいて部隊等を派遣することがある。この場合において部隊等の派遣を命じた者は、その旨をすみやかに知事に連絡し、この連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊等の活動する区域の市町村長その他の関係機関に連絡する。
- ウ 派遣された部隊等の長との総括的な連絡調整は、知事又はその指名するものが行い、必要に応じて県は自衛隊幹部の派遣を求めて連絡室を設置する。

## 5 自衛隊の受入れ

### (1) 市の受入体制

自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり部隊の受入体制をとる。

#### ① 連絡窓口

総務情報班を自衛隊受入れの担当とする。派遣自衛隊からは、連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。

#### ② 作業計画

- ア 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。
- イ 必要な資機材を確保する。
- ウ 作業に関係する施設の管理者の了解をとる。
- エ ヘリポートを開設する。

#### ③ 受入場所

自衛隊の受入場所は、以下の施設・空間を確保できる場所とし、具体的適地を示す。

- ア 宿舎、屋内施設
- イ 資材置場、炊事ができる広場
- ウ 事務のできる部屋、駐車場

[自衛隊受入れ適地]

- ・ 大和町防災拠点広場
- ・ 大桑防災拠点広場

### (2) 撤収要請

本部長は、自衛隊派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに知事に対し、文書をもって災害派遣部隊の撤収要請を行う。

## 6 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長等、警察官、海上保安官がその場にいない場合、警戒区域の設定等の措置をとる。

表 3-7-2 自衛隊の活動内容

(1)被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって偵察を行って被害の状況を把握する。
(2)避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
(3)遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援作業等に優先して捜索救助を行う。
(4)水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
(5)消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
(6)道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
(7)応急医療、救援及び防疫	要請があった場合には、被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。
(8)人員及び物資の緊急輸送	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
(9)炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
(10)救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
(11)危険物の保安及び除去	要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
(12)その他	その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## 7 使用資機材の準備

ア 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊なものを除いて市が準備する。

イ 災害救助、応援復旧作業等に必要な材料、消耗品等は、県及び市が準備する。

ウ 使用資機材が準備できない場合は、派遣部隊との協議により、必要な資材、機

材等の購入を依頼し、購入費等の負担を市が行うものとする。

## 8 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が次の基準により負担する。

なお、負担区分について疑義が生じた場合、その都度協議して決める。

- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるため通常必要とする燃料を除く。）  
電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、器材等の調達、借上げ、その運搬、修繕費
- エ 県、市が管理する有料道路料

## 9 自衛隊航空機を行う災害活動に対する諸準備

### （1）空中偵察中の自衛隊航空機との連絡

自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合、関係者は次の1メートル四方の旗を左右に振り連絡すること。

なお、異常のない場合は、旗は振らないこと。

- ア 急患が発生している場合……………赤 旗
- イ 食糧が極度に不足している場合…青 旗
- ウ 両方とも発生している場合……………赤青両旗

### （2）ヘリコプター発着場の設定

ヘリコプターの離着陸のための適地としては、平坦（こう配4°～5°以下）であって、周囲に建物、かん木及び電線等の障害物がなく、また積雪のある場合は踏み固める。

ア 次の基準を満たす地積（臨時離着陸場）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

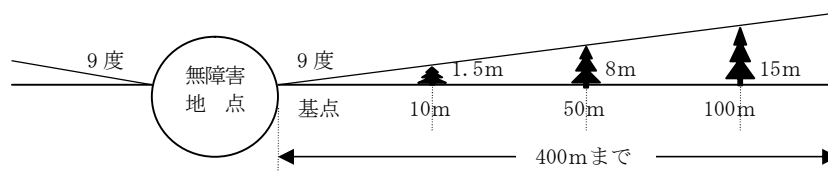
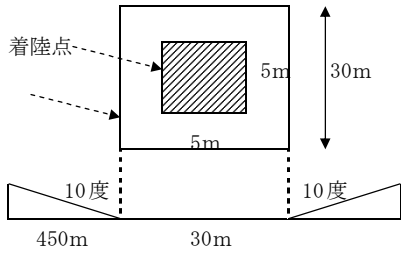
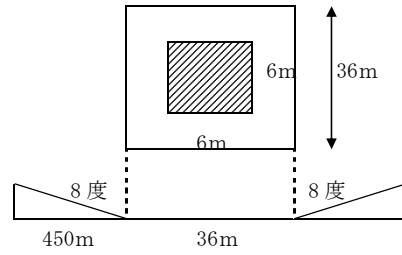


図3-7-2 臨時離着陸場の基準

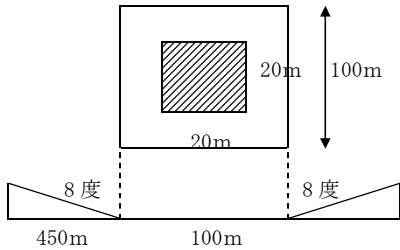
a 小型機（OH-6）の場合



b 中型機（UH-1）の場合



c 大型機（CH-47）の場合

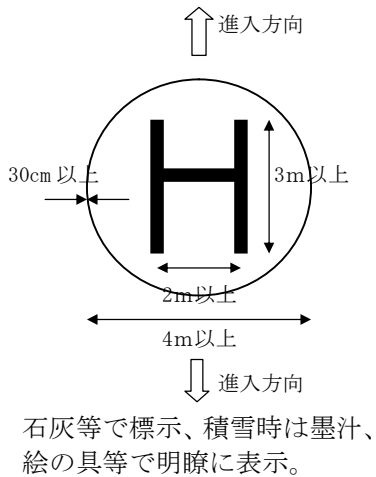


※ 着陸地点の地盤は、堅固で平坦地であること。

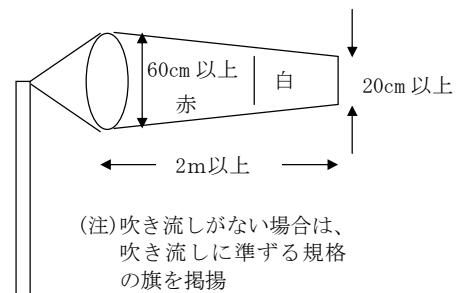
図3-7-3 ヘリコプターの機種別による着陸地点及び無障害地点の基準

イ 着陸地点には、次の基準のⓂ記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

a Ⓜ記号の基準



b 吹き流しの基準



- ・生地は繊維
- ・型は円形帯

図3-7-4 H記号及び吹き流しの基準

ウ 危害予防の措置

i 着陸地帯への立入禁止

着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれがある範囲には、

立ち入らせない。

ii 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

## 第8節 救出・救助活動

所 管 消防局…消防班 保健局…保健救護班

### 1 基本方針

大規模地震発生時に火災の中にとり残され、倒壊建物の下敷となり、水害により流され若しくは孤立し、山・がけ崩れ等により生理めとなり、又は大規模な事故により多数が負傷した場合などに、早急に人命を救出・救助する。

### 2 実施体制

- ア 本部長は、職員を動員し、消防機関（消防団を含む。）等を指揮して、生命、身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者を捜索救出し、必要に応じて負傷者等を本章第16節 ③（1）及び（2）により指定する医療救護所や救護病院に収容する。
- イ 本部長は、自らの救出活動が困難な場合においては、県知事及び自衛隊、応援協定締結自治体等に対し救出の実施及びこれに要する要員、資機材等の応援を要請する。また、必要に応じて民間諸団体に対し協力を求める。
- ウ 救出活動は、消防、警察、自衛隊、民間諸団体等が連携協力して行い、必要に応じ本部長が連絡調整を図る。
- エ 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域において相互扶助による救出活動を行う。

### 3 消防機関の活動

本章第6節「消防・救急活動」により実施するもののほか、次のとおりとする。

- ア 情報の収集、伝達
- ・ 救助、救出を必要とする者の早期把握
  - ・ 現場の状況を把握収集するとともに、情報を本部へ報告
  - ・ 関係機関との情報の伝達、交換
- イ 医療機関の把握と収容調整
- ウ 要救助者の救出、救助

### 4 医療救護活動

医療救護活動については、本章第16節「災害医療及び救急医療」により実施する。

**5 自主防災組織、事業所等の活動**

- ア 市民は、要救助者の早期発見に努める。
- イ 自主防災組織や事業所等の防災組織は、相互に連携をとり、救出用資機材を活用して、地域における組織的な救助活動に努める。
- ウ 自主救出が困難と認める場合には、直ちに消防、警察、海上保安部等に通報し、早期救出を図る。
- エ 救出活動を行うときは、本部、消防、警察、海上保安部等と連携をとり、その指揮に従う。
- オ 消防・警察等への通報手段を失った場合は、自主防災組織、事業所、住民など現場で取り得る共助の力により、人命優先を第一に救出・救助における緊急対応を行う。
- カ 軽症者については可能な限り応急措置を行い、措置できない者については医療救護所や救護病院に搬送する。

**6 惨事ストレス対策**

救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## 第9節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬

所 管	<input type="checkbox"/> 消防局…消防班	<input type="checkbox"/> 福祉局…福祉班
	<input type="checkbox"/> 市民局…避難所支援班	<input type="checkbox"/> 地区支部

### 1 基本方針

災害時には、行方不明者の搜索、死亡者の処理及び埋葬を、警察及び関係機関と連携を図りながら行うものとする。

災害救助法を適用した場合の基準等は、以下のとおりである。

### 2 行方不明者の搜索

#### (1) 対象者

災害のため行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。

#### (2) 搜索の方法

ア 行方不明者の届出は、災害対策本部で受理する。

イ 届出に当たっては、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴、連絡先等、必要事項を聴取して記録しておく。

ウ 本部長は、届出に基づき消防局に行方不明者の搜索を指示するとともに、警察官に出動を要請し、消防団、地元関係者等の協力を得て行う。

エ 必要に応じ、重機その他機械器具を活用するとともに、人員に不足が生じたときは作業要員の雇用により活動を実施する。

オ 行方不明者が海上に流出したものと予想される場合には、県知事を通じて、海上保安部、自衛隊、警察及び漂着が予想される関係市町村に搜索を依頼する。

カ 搜索に関しては、関係機関の情報交換、搜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

#### (3) 期 間

災害発生の日から10日以内。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長できる。

#### (4) 実施状況報告

ア 搜索活動現場責任者は、場所、時間、従事者、使用機械器具、作業の進行状況及び予定等必要事項を報告（日報）する。

イ 次の書類を整備する。

- ・ 搜索状況記録簿
- ・ 搜索用機械、器具、燃料受払簿

- ・ 捜索関係支出証拠書類

### 3 遺体の処理

#### (1) 対象者

- ア 災害の際死亡した者で、身元不明又は遺族のない者、あるいは遺族があっても処理能力のない者
- イ 災害により死亡者が多数にのぼり、遺族があっても確認のできない者

#### (2) 遺体の処理方法

- ア 遺体の検視（見分）
 

災害の際死亡した者については、警察官が検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）又は死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）により、海上保安官が海上犯罪捜査規範（昭和26年海上保安庁達第4号）又は海上保安庁死体取扱規則（昭和45年保警80号）によりそれぞれ検視（見分）を行い、死体検視（見分）調書を作成して、遺体を遺族又は市長に引き渡す。
- イ 遺体の死因その他の医学的検査に基づく検案は、医療救護班が医師及び病院等の協力を得て行う。
- ウ 遺体は、洗浄、縫合、消毒などの処置及び身元不明の遺体の識別確認のための写真撮影、遺品の保存などの措置を行う。
- エ 検案を終えた遺体は、遺族等に引渡すものとするが、身元不明の遺体は、身元を確認するため、警察に調査を依頼し、市が指定する安置所（寺院又は市公共施設など）に一時保存する。
- オ 災害時における棺、ドライアイスなど葬祭用品の供給及び遺体の搬送に関して、市は必要に応じ県・民間企業・団体に対し協力を要請する。

表3-9-1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

団体名	所在地	電話	FAX
(公社) 金沢市医師会	大手町3-21	263-6721	223-7079
(一社) 金沢市歯科医師会	神宮寺3-20-5	251-1611	216-8241

#### (3) 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長できる。

#### (4) 実施状況報告

- ア 担当責任者は、処理の日時、場所、遺体の確認、処理内容、検案その他必要事項を報告（日報）する。
- イ 次の書類を整備する。
  - ・ 遺体処理状況記録簿
  - ・ 遺体処理物資受払簿

- ・ 遺体処理台帳
- ・ 遺体処理関係支出証拠書類

#### 4 遺体の埋火葬

##### (1) 対象者

災害時の混乱の際死亡した者で、遺族がない者、又は遺族があっても自己の力で埋火葬することが困難な者、及び身元不明の者

##### (2) 遺体の処理方法

- ア 埋火葬の程度は、応急仮葬とし、埋葬又は火葬で行う。
- イ 棺、骨壺等、埋火葬に必要な物資の支給及び埋火葬、納骨等の役務の提供を行う。
- ウ 民間の第三者が埋火葬を行った場合には、例外措置として費用の限度内で実費を補償することができる。
- エ 遺体多数により市内で火葬しきれない場合は、県又は他自治体に応援を要請する。但し、それでも火葬受入が困難な場合は、仮土葬後、適切な期間を考慮して再び火葬を行うなどの対応を講じることとする。

##### (3) 期 間

前項③「遺体の処理」に準ずる。

##### (4) 実施状況報告

- ア 担当責任者は、埋葬の日時、場所、死亡者の身元、遺族、埋葬費その他必要事項を報告（日報）する。
- イ 次の書類を整備する。
  - ・ 埋火葬実施状況記録簿
  - ・ 埋火葬物資受払簿
  - ・ 埋火葬台帳
  - ・ 埋火葬関係支出証拠書類

表 3-9-2 斎場施設

名 称	所 在 地	電 話	F A X	備 考
東 斎 場	鳴和台 360	251-6565	251-6584	火葬炉 8 基
南 斎 場	西泉 6-64	245-9680	245-9684	火葬炉 6 基

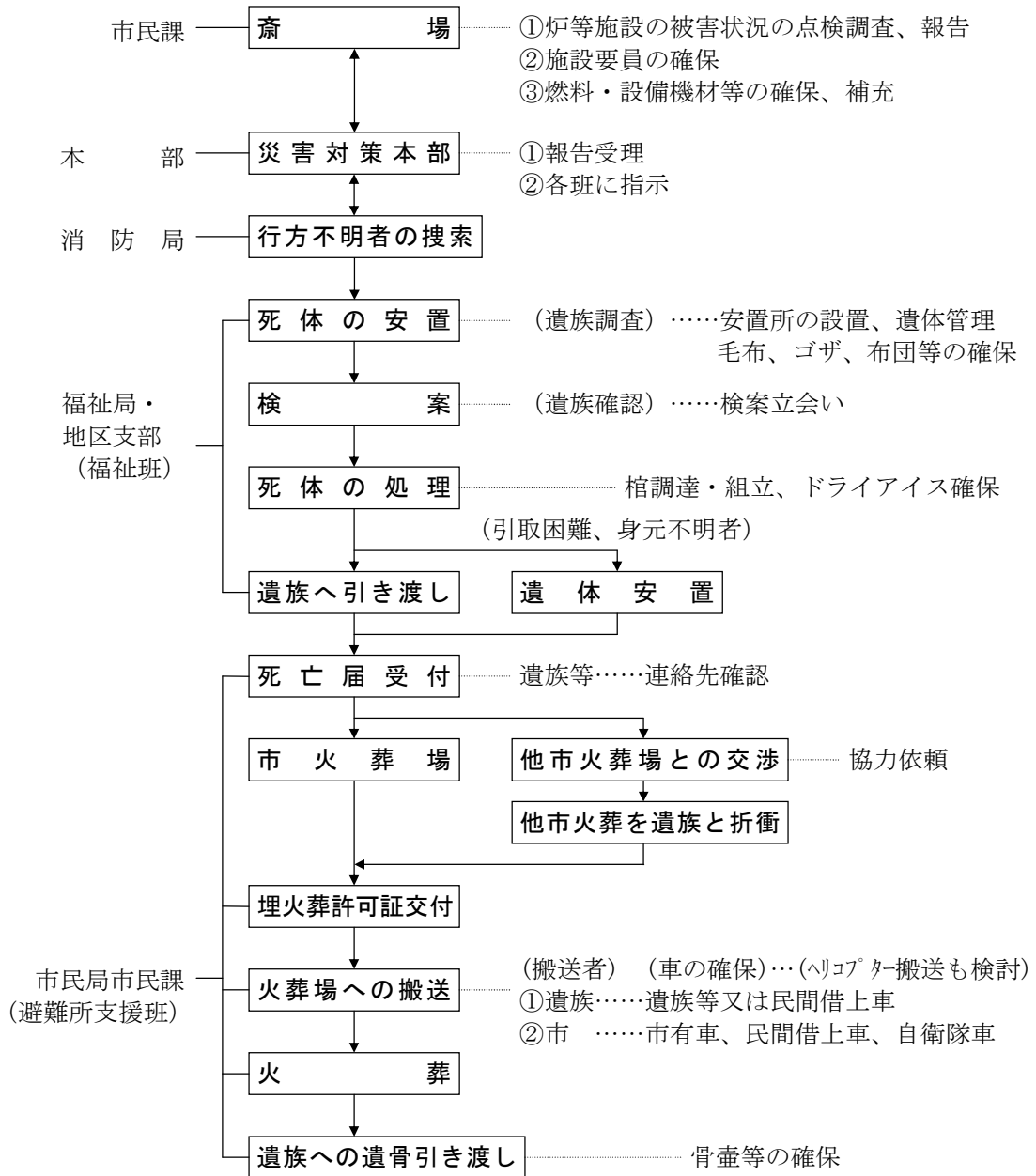


図3-9-1 地震災害時埋火葬マニュアル

## 第10節 災害警備

所 管 □危機管理監、市民局…防災班 □県警 □海上保安部

### 1 基本方針

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察及び海上保安部は、住民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、地震災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕を行い、公共の安全と秩序の維持を図るものであり、市はこれに協力する。

### 2 災害警備体制

#### (1) 警備体制

表3-10-1 警備体制の基準

警備体制	警備体制の基準
準備警備体制	地震、津波情報等により災害の発生が予想され、かつ発生まで相当の時間的余裕があるとき。
警戒警備体制	地震、津波災害により県内に相当の被害発生が予想されるとき。
非常警備体制	地震、津波災害で大きな被害の発生が予測されるとき、又は発生したとき。

#### (2) 警備本部

##### ① 警察

警備体制の種別に応じて、警察本部及び関係警察署に所要規模の警備本部等を設置する。

##### ② 海上保安部

地震、津波災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、警戒警備等の必要な措置を講ずる。

#### (3) 協力体制

災害対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう関係機関との援助協力体制を確保する。市災害対策本部は、警察及び海上保安部の警備本部と情報を交換し、警備活動に協力する。

#### (4) 災害警備対策

##### ① 災害警報等の通報伝達

災害警報等の伝達は、関係機関と協力して迅速に一般住民へ周知徹底させるように努める。

## ② 通信の確保

ア 通信の途絶が予想される必要地点へ器材及び要員を事前に配備するなど、通信を確保する。

イ 他の機関などから非常通信の疎通に関して協力を求められたときは、これに応ずる。

## ③ 現場措置等

表3-10-2 災害警備の現場措置等

ア 災害情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 被害調査と報告、連絡</li> <li>ii その他関連情報の収集</li> </ul>
イ 防ぎよ作業への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 事態が急を要すると認められるときは、率先して市の防ぎよ活動に協力する。</li> <li>ii 防ぎよ作業等をめぐり、作業要員と地主の紛争、人工破壊をめぐり利害相反する住民との対立等、抗(紛)争事案の予防警戒取締りに当たる。</li> </ul>
ウ 避難等の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 市民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。</li> <li>ii 避難の勧告、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。</li> </ul>
エ 犯罪の予防・取締り	<p>災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防災組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一扫に努める。</p> <p>特に避難指示等により住民が不在となった地域における家宅侵入や窃盗等に対して、自主防災組織等と協力して、警備、見回り等を行う。</p> <p>また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</p>
オ 遺体の検視、見分及び取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 遺体については、死者検視、見分などの所要の措置をとる。</li> <li>ii 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調書(死体見分調書)を添えて市長に引き渡す。</li> </ul>
カ 行方不明者の捜索	<p>人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。</p> <p>なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。</p>
キ 広報	<p>流言飛語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。</p>

## 第 1 1 節 交通確保・緊急輸送

所 管 □都市整備局、土木局…道路対策班、土木建設班

### 1 基本方針

地震発生時に災害応急対策を円滑に行うため、陸上、海上及び航空の交通機能の早期回復を図り、災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材の緊急輸送を行う。

### 2 交通確保、緊急輸送対策の基本

#### (1) 交通確保、緊急輸送対策の基本方針

- ア 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応をとる。
- イ 緊急輸送は、市民の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。
- ウ 緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。
- エ 市内で輸送手段等の調整ができないときは、応援協定締結自治体に協力を要請する。

#### (2) 緊急輸送の対象とする人員、物資等

- ア 災害応急対策要員
- イ 医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする被災者等
- ウ 水、食料、生活必需物資及び医療資機材等
- エ 被災者を収容するために必要な資機材
- オ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- カ その他必要な物資等

#### (3) 緊急輸送の経過の想定

##### ① 第 1 段階 被災直後

自衛隊等のヘリコプター支援、輸送可能な道路を中心に、次の輸送を行う。

- ア 消防・水防活動等災害の拡大を防止するための人員、物資
- イ 救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動応急対策、緊急輸送、交通規制等に必要な人員、物資

##### ② 第 2 段階 被災後 1 日目～概ね 7 日目の期間

ヘリコプター、輸送可能な道路及び船舶を利用して、次の輸送を行う。

- ア 第 1 段階の輸送の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資

- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
- ③ 第3段階 被災後概ね1週間目以降
  - 陸上及び海上の輸送を中心に、次の輸送を行う。なお、陸上輸送が困難な地域に対しては航空輸送を継続する。
  - ア 第2段階の輸送の続行
  - イ 災害復旧に必要な人員、物資
  - ウ 生活必需品

### 3 陸上交通の確保

#### (1) 道路交通確保の優先順位

被害状況に応じて、概ね次の順位で交通を確保する。

- ア 緊急輸送道路について、第1次、第2次、第3次の順に整備、確保する。  
緊急輸送道路は、原則として、2車線の通行を確保できるよう応急復旧を行う。
- イ 防災関係機関や避難所等重要施設が所在する重要輸送道路
- ウ その他主要幹線道路
- エ 一般道路

【参照】資料14 緊急輸送道路（平成25年度資料）

資料15 緊急輸送道路ネットワーク図

#### (2) 道路交通確保の実施

##### ① 応急措置

- ア 国、県、市の道路管理者は、警察等と相互に連携して、通行可能路、道路、橋梁、トンネル等の道路施設の被害状況等を速やかに把握し、必要な応急措置を講ずる。
- イ 道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に支障となる物件がある場合は、警察官の立会いを求め、直ちに障害物の除去等必要な災害応急措置を実施する。なお、警察官の立ち会いが求められない場合は、その限りでない。
- ウ 道路管理者は、必要に応じ建設業協会等の協力を要請して、重機、資材、人員等を把握しながら、道路交通確保のための応急措置を講ずる。
- エ 本部長は、市のみで対応できないと判断するときは、県、自衛隊及び相互応援協定締結自治体等に応援を要請する。
- オ 道路管理者は、地域や自主防災組織の協力を得て、主要道路の確保に努める。

表 3-11-1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（交通確保、応急土木関係）

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
救出、交通確保、 応急土木活動	(一社)金沢建設業協会	弥生 2-1-23	244-1848	242-4331
	石川県電気工事工業組合	新保本 4-65-22	269-7880	269-7881
	(一社) 石川県造園緑化建設協会	福増町北 840-2	269-1110	269-1279
	石川県造園業協同組合	進和町 13-2	291-8360	291-3965
	金沢森林組合	永安町 77	229-1131	229-1083
	金沢建物解体業協同組合	昭和町 14-5	229-1262	229-2423
救出、水道・ガス・ 下水道、 電気等応急土木活動	石川県管工事協同組合	西泉 5-93	243-5121	243-5123
	石川県エルビ <sup>®</sup> ガス協会 金沢支部	古府 3-16	249-2300	249-2320
	北陸電気保安協会 (石川支店)	白山市五歩市 町 400	274-4580	274-4588
	石川県電気工事工業組合	新保本 4-65-22	269-7880	269-7881

② 応急復旧

ア 道路が被災した場合は、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な路線で緊急に交通を確保しなければならない道路から優先して応急工事を実施する。

イ 交通信号、標識等が倒壊等により機能を失った場合は、県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。

③ 他の道路管理者等との相互協力

ア 市は、地震等により道路が破損した場合は、必要な交通の確保のため、県及び国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所と道路復旧についての情報交換及び必要な資機材の確保等で協力し合うよう努める。

イ 市は、周辺市町と緊急道路の応急復旧に関し、情報交換等を行う。

ウ 市は、中日本高速道路株式会社金沢支社等と応急復旧に関し、情報交換等を行う。

④ 放置車両等の移動

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を緊急に確保する必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(3) 道路障害物除去対策

① 実施体制

ア 本部は、輸送路を確保し被災者の日常生活を確保するため必要があると認めるときには、道路の障害物の除去を行い、各道路管理者に状況を報告する。

イ 本部は、自らの人員、資機材等により除去を行うとともに、必要に応じて土木建設業者等の協力を要請して、速やかに除去を行う。

ウ 本部は、市のみで対応できないと判断したときには、県、自衛隊等に応援協力を要請する。

② 障害物除去の作業方法

- ア 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- イ 除去した障害物は、最終処分場所に搬送するものとし、大量の障害物を速やかに撤去するため必要な場合には、指定する臨時集積場所に保管し、中継車により最終処分場所に搬送する。

③ 堆積土砂排除

- ア 道路の堆積土砂の排除は、各道路管理者が行う。
- イ 本部長は、災害の規模が大きく市で処理し得ない場合は、災害対策基本法第 68 条及び第 68 条の 2 に基づき県知事又は自衛隊等に応援を要請する。

(4) 緊急輸送体制の確立

① 緊急輸送計画の作成

本部は、自然条件、被害状況等を総合的に勘案し、市民の安全を確保するための輸送を最優先に、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。

緊急輸送計画の作成に当たっては、体制・人員、車両・資機材・燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量、緊急輸送の調整などについて定める。

② 緊急輸送の対象とする人員、物資等

- ア 災害応急対策要員
- イ 医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする被災者等
- ウ 水、食料、生活必需物資及び医療資機材等
- エ 被災者を収容するために必要な資機材
- オ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- カ その他必要な物資等

③ 輸送手段の確保

- ア 市保有車両の動員と人員配置  
災害状況に応じて、市保有車両を集中管理して行う。
- イ 運送業など私有車両の借上げ
- ウ 自主防災組織やボランティアの活用
- エ 県、自衛隊、相互応援協定締結自治体等への支援要請
- オ JR、私鉄の利用

④ 緊急輸送のための燃料の供給確保

市有車両その他災害応急対策を実施するための燃料等については、事前に業者等と協定を行い、優先給油により確保する。また、この実施にあたり、災害時優先給油標章を作成する。

⑤ 集積場所及び要員の確保

物資の集積、配分業務を円滑に行うため、集積場所の設定及び要員（市職員）の派遣を行う。

緊急支援物資の集積・配送拠点指定箇所は、別途指定する（表 2-8-1、表 3-13-4 参照）。

このほか、本章第13節「食料、生活必需物資供給計画」などの計画に定めるところによるものとし、各担当部局と緊密な連携をとり、円滑な輸送活動を行う。

表3-11-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（緊急輸送関係）

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
緊急輸送活動	(一社)石川県トラック協会	粟崎町 4-84-10	239-2511	239-2287
緊急車両等燃料供給活動	石川県石油販売協同組合 金沢支部	鞍月 5-177	256-5330	238-3330

### (5) 交通規制

県公安委員会及び道路管理者等は、相互に協力して、交通規制等の応急措置を実施し、住民の安全確保と緊急輸送路の確保に努める。

#### ① 交通規制等の実施機関

道路管理者と警察（公安委員会）その他関係機関は、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由その他必要な事項等について、相互に緊密な連携に努める。

表3-11-3 交通規制等の実施機関

区分	実施機関	範囲
道路管理者	国土交通省 県市	ア 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき イ 道路工事のためやむを得ないと認められるとき
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	ア 災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき イ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき ウ 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき

#### ② 発見者等の通報

地震災害時に道路、橋梁等道路施設の被害及び交通が極めて混雑している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報する。

通報を受けた市長は、その道路管理者又はその地域を所管する警察官に通報する。

#### ③ 各実施責任者の実施要領

##### ア 道路管理者

地震災害により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次の必要な規制を行う。

なお、道路管理者は、自らが管理しない道路、橋梁等でその管理者に通知して規制する暇がないときは、速やかに必要な規制を行い、警察官に通報するとともに、応急措置を行う。

- ・ 交通施設の破損等の事由により通行に危険があると認められる場合、又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要のある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。
- ・ 道路法による交通規制を行ったときは、直ちに「道路標識、区画線及び道路

標示に関する命令」の定める様式により標示を行う。

イ 警察（公安委員会）

「石川県地域防災計画地震災害対策編 第3章 地震災害応急対策計画 第16節 災害警備及び交通規制」による。

④ 規制の標識など

実施責任者は規制を行った場合は、次の標識を道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）に定める場所に設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宣の方法により、通行の禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

ア 規制標識

- ・ 道路法第45条（道路標識等の設置）によるもの
- ・ 道路交通法第4条（道路標識等の設置等）
- ・ 災害対策基本法施行規則第5条（災害時における交通の規則に係る標示の様式等）によるもの

イ 規制条件の表示

規制標識には、次の事項を明示する。

この場合、通行の禁止又は通行の制限については、迂回路を明示する等、一般通行車両の協力を求める。

- ・ 禁止、制限の対象
- ・ 区間、区域
- ・ 期間
- ・ 理由

⑤ 交通規制情報の広報

交通規制内容を運転者、避難者、通勤者、市民に周知するため、テレビ、ラジオ、看板、垂れ幕、広報車両、現場警察官による広報を実施し、周知徹底を図るものとする。

**（6）緊急通行車両の確認**

① 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両で、同法第50条第1項に掲げる業務に従事する車両とする。

② 確認手続等

緊急輸送車両であることの確認、標章、証明書の交付は、車両の使用者の申出により知事又は公安委員会が行う。

市の所有する車両（市と契約している車両を含む。）は、平成8年1月26日付交規乙第10号「緊急通行車両の事前届出制度の実施について」石川県警察本部長通知に基づき、事前届出の手続きを行っている。

### （７）鉄道輸送の確保

- ア 鉄道輸送は、西日本旅客鉄道株式会社金沢支社及び北陸鉄道株式会社（以下「鉄道事業者」という）の関係路線を通じて、救援物資、復旧資機材等必要な緊急輸送を行う。
- イ 鉄道事業者は、本部長の求めに応じ、緊急輸送業務を行う。
- ウ 緊急輸送業務は、一般客貨の輸送に優先して行う。このため、鉄道事業者は必要に応じて臨機の措置を講ずる。

## 4 海上交通の確保

海上交通は、陸上交通が不可能となった場合の救助活動や救援物資の受入れ等災害応急対策に欠かせない交通手段となる。

### （１）交通の確保

- ア 本部長は、情報の収集、海上交通の調整、船舶規制等について、金沢港管理者及び海上保安部に協力を要請する。
- イ 金沢港管理者は、施設の被害状況を点検調査し、必要に応じ通行規制、危険表示、避難指示等の応急措置及び安全確保の応急工事を講ずる。

### （２）海上輸送の実施

- ア 海上輸送は、海上自衛隊、海上保安部へ支援を要請する。
- イ 必要に応じ民間船舶（漁船を含む）へ協力を要請する。
- ウ 海上輸送に必要な輸送ルートの設定を行う。
- エ 集積場所及び要員の確保は、陸上輸送に準じて行う。

## 5 航空輸送の確保

### （１）交通の確保

- ア 航空輸送は、指定した臨時ヘリポートを活用する。
- イ 発災後直ちに臨時ヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県へ報告する。
- ウ 災害時孤立集落や津波発生時の孤立避難所への道路障害等による交通路の確保が行われるまでの間、医療輸送や緊急輸送を行うために、ヘリコプターによる航空路を確保する必要がある。このことから、これらの事態が想定される地域に関して、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するヘリコプターの緊急離着陸場所を事前に定めておく。

### （２）航空輸送の実施

- ア 航空輸送は、原則として石川県消防防災ヘリコプターを活用することとし、必要に応じて県に対し自衛隊及び海上保安部の派遣を要請する。

- イ 必要に応じて、民間機へ協力を要請する。
  - ウ 航空輸送に必要な輸送ルートの設定を行う。
  - エ 集積場所及び要員の確保は、陸上輸送に準じて行う。
- 【参照】資料 31 臨時ヘリポート（離着陸場）指定場所**